

入札説明書等に関する回答書

令和6年6月20日

福島県相双地方振興局長

※「質問対象・番号」欄が黄色に着色された項目が、今回、新たに回答したものです(番号498～)。

| | |
|---------|--|
| 工 事 名 | 道路橋りょう整備（再復）工事（トンネル） |
| 路 線 名 | 浪江三春線 |
| 工 事 番 号 | 第24-41370-0092号（以下「①工事」という。） 福島県双葉郡浪江町大字川房字矢具野地内（仮称）1号トンネル |
| 工 事 箇 所 | 第24-41370-0093号（以下「②工事」という。） 福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行地内（仮称）2号トンネル（浪江側） 第24-41370-0094号（以下「③工事」という。） 福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行地内（仮称）2号トンネル（葛尾側） |

| 質問対象・番号 | 質問事項 | 回答事項 |
|---------|---|---|
| 1 | 技術提案書作成要領に、技術提案に当たっては、参加する工事の有無に関係なく、3件の工事に共通する内容とすること。と記載されていますが、施工計画の工程計画については共通では記載できないと考えます。3工事分を様式2（その1）に3枚以内で作成するのか、ご教示願います。 | 様式2（その1）の作成は入札参加申請する工事のうち開札が最も早い工事について、3枚以内で作成願います。なお、様式2（その2～5）及び様式3は、3件の工事に共通する内容として作成願います。 |
| 2 | 入札説明書P2 3. (5) 共同企業体構成員表（様式4） …… 配置予定の技術者は複数名を申請し、落札者決定時に1人を選定することは可能である。…と記載されています。JVの各構成員ごと3人を限度に技術者の申請を行っても構わないとの理解でよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 なお、様式4「3 配置技術者の資格・工事経験」については、必要な人数分を作成願います。 |
| 3 | 入札説明書P2 3入札に参加する者に必要な資格の確認において (2) 特定建設業の許可の写しと記載されていますが これは「特定建設業の許可について（通知）」のことでよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 4 | 技術提案書作成要領の「2 技術提案の提出資料」では、「技術提案にあたっては、参加する工事の有無に関係なく、3件の工事に共通する内容とすること。」と記載されておりますが、工程計画作成を含みます技術審査書（様式2（その1～5））も同様に共通する内容を記載すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No.1と同様。 |
| 5 | 本工事は、大規模（3件一括）な工事であるため、工事内容の確認と質問の取り纏めに時間を要しております。 質問受付期間が令和6年6月4日から令和6年6月11日までと短期間となっており、質問受付期限の最終日の令和6年6月11日以降に、質問事項及び確認事項が生じた場合は、改めて質問の受付および回答の機会を設けて頂けるのでしょうか。ご教示願います。 | 受付期間を過ぎて質問があった場合、回答予定日までに回答が可能な場合は受け付けます。 |
| 6 | 同一の建設共同企業体で複数工事（2工事もしくは3工事）に応札する場合、（様式3）特定建設共同企業体協定書は、複数工事共通の協定書として作成するものと解釈してよろしいでしょうか？ | 協定書の内容が同一である場合、複数工事共通の協定書として作成し、内容が異なる場合、それぞれの協定書を作成してください。 ただし、複数工事の入札に参加する場合は、同じ代表者及び構成員で結成された特定建設共同企業体であることが必要ですので注意願います。 |
| 7 | 当該工事は、3件同時公告となっており、図面、仕様書等の発注図書も膨大な量となっております。質問提出期限が6月11日となっておりますが、それ以降に質疑事項が生じた場合、追加での質疑は可能でしょうか？ | No.5と同様。 |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | 令和6年6月26日付けで受任者が変更となる予定ですが申請書等の書類につきましてどのように対応したらよろしいでしょうか | 提出する時点の受任者名で作成してください。なお、申請書提出後に変更が生じた場合は、速やかに、新受任者への委任状（入札説明書3（6））を提出してください。 併せて、株主総会決議通知の写し等、変更内容が分かる資料を提出してください。 |
| 9 | 施工計画の内、『1. 工事の工程表』は3工事に申請する場合、①工事、②工事、③工事のそれぞれで作成するという判断でよろしいでしょうか。1工事当り合計A4片面4枚（工程計画A4片面3枚、工事実施に当たっての留意点A4片面1枚）という判断でよろしいでしょうか。以上、ご教示願います。 | No.1と同様。 |
| 10 | 施工計画の内、『2. 工程、品質、出来形及び安全管理計画』、『3. 施工計画概要書』、『4. 主要工種の施工計画』および技術提案は3工事に共通する内容を記載するという判断でよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No.1と同様。 |
| 11 | 労務単価について当初設計から帰宅困難区域として、特殊勤務費が加算されていると考えてよろしいのでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 12 | 現在の設計図書において防災箱抜きが計上されておりましたが、受注後の設計変更になると考えてよろしいでしょうか。また変更となる場合、技術提案や工程作成にあたり、防災箱抜きを考慮する必要があるのでしょうか。ご教示願います。 | 防災箱抜きについては、設計変更の対象とし、工程上は通常断面掘削に併せて施工するものと考えております。 なお、技術提案については、入札参加者の判断によります。 |
| 13 | 金抜設計書において、坑門工型枠に化粧型枠が計上されていますが、数量算出表に記載がありません。表型枠が対象となるのでしょうか。また乱反射防止や石模様等の模様の指定はあるのでしょうか。ご教示願います。 | 坑門工型枠については、表型枠が対象です。また、乱反射防止や石模様等の模様については、指定はありません。 |
| 14 | 金抜設計書において、換気設備の設定が送風機3000m ³ /min、集塵機2400m ³ /minとなっています。受注後の設計照査にて換気の計算をした結果、機種の変更が必要となった場合は、トンネル特別仕様書第七節第4条2.の当初設計条件の変更対象と考えて良いのでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 19 | 入札説明書2頁3（5）「施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事実績証明書、契約書（写）及び仕様書（写）等実績を証明できる書類を添付すること。」と記載されておりますが、CORINS 登録情報等、で確認できる場合では、工事実績証明書、契約書（写）及び仕様書（写）の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 入札説明書2頁3（5）の「施工実績を証明できる書類」については、その種類を限定しておりませんので、CORINS 登録情報等その内容により実績を証明できれば利用することが可能です。 |

| | | |
|----|--|--|
| 20 | <p>様式1 一般競争入札参加資格確認申請書 「(注) 申請する工事の□にチェックを入力してください。また、複数の工事に参加を希望する場合は、参加希望工事ごとに作成し申請してください。」と記載されております。参加希望工事毎に、(1) 会社概要、(2) 特定建設業許可の写し、(3) 経営規模等評価結果の写し、(4) 共同企業体協定書の写し、(5) 共同企業体構成表、(6) 委任状、技術提案書を添えて申請するとの考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>1つの工事につき一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)を1部作成し、(1) 会社概要から(6) 委任状までを2部添付してください。様式1において、工事のチェックボックスにチェックが入るのは1カ所です。 (6) 委任状については、2部のうち1部は写しで可。 なお、1つの共同企業体が複数工事の入札を希望する場合、複数工事を包摂する委任状でも差し支えありません(該当工事の工事名・工事番号を明示のこと)。参加資格確認申請では、委任状の原本を、工事番号の小さい工事に添付してください。 【例】①工事と②工事への入札を希望し、当該2工事の委任状を1枚作成した場合の資格確認申請 →①工事の確認申請書1部及び添付書類2部(委任状は、原本1部・写し1部) 並びに ②工事の確認申請書1部及び添付書類2部(委任状は、写しを2部)</p> <p>技術提案書は3工事共通であり、入札する工事の件数にかかわらず1件(2部)の提出となります。</p> |
| 21 | <p>入札監理課より令和6年5月28日付公開文書 建設工事において試験的に実施する「一抜け方式・一括審査方式」の取り扱い (2)一括審査方式 ウ 施工計画の適切性に対する評価(技術審査書)「様式第9号(その1) 工事の工程表」については、数量等の違いにより工期が異なるなど同一のものが求められない場合は、一括審査の対象外とすることができる。とありますが、本工事は数量等の違いがある同一のものが求められない工事として該当するものではないのでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>①②③工事については、数量等は異なるものの、主要工種や工期が同一であることから、一括審査の対象としております。</p> |
| 22 | <p>「技術提案書作成要領 3. 提案様式の記載にあたっての留意事項 (2)様式2 関係」について、様式2(1)について3枚以内で記載とありますが、①～③各工事に共通の工程表を3枚で作成するのでしょうか。または、①～③各工事でそれぞれ1枚の工程表を合計3枚作成するのでしょうか。ご教示をお願いします。</p> | <p>No.1と同様。</p> |
| 23 | <p>技術審査書作成要領 2技術提案の提出資料に記載ある「技術提案にあたっては、3件の工事に共通する内容とすること。」について、工程表に記載する工種については、3件の工事に共通(重複)する工種のみを記載すればよいのでしょうか。また、作業日数を算定する対象数量は、3件の工事で異なりますが、どのような考え方で作成すればよいのでしょうか。</p> | <p>No.1と同様。</p> |
| 24 | <p>入札説明書3「入札参加資格を確認するための書類」のうち、(1) 会社概要(任意様式)とありますが、HP、会社案内に記載されている会社概要等の複写でよろしいのでしょうか?その他、記載すべき必須事項がありましたらご教示願います。</p> | <p>お見込みのとおりです。資本金や従業員数、事業内容、役員一覧等のほか、支店や支社等が入札に参加する場合は、本店との関係が分かる組織図など、パンフレットやウェブサイト上の会社概要における公表事項等を提出してください。</p> |
| 25 | <p>入札説明書3“施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事実績証明書、契約書(写)及び仕様書(写)等実績を証明できる書類を添付すること”とありますが、実績の内容が確認できるCORINS登録情報、図面等の提出により替えることは可能でしょうか?</p> | <p>No19と同様。</p> |
| 26 | <p>入札説明書8 開札の方法(4)“入札に参加するものは、各々工事に関する、ア入札参加資格通知書イ入札出席届ウ委任状の確認を受けるものとする”とありますが、該当書類は開札日当日持参と考えてよろしいのでしょうか?</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 27 | 入札説明書3(5)共同企業体構成員表(様式4)配置技術者の資格・工事経験については、ア、イ、ウ、エの書類を添付することとあります。その中で、ウ 技術者の施工経験を確認できる書類(CORINS登録情報等、図面、仕様書、施工証明書棟)の写しとありますが、配置予定技術者が全工期に従事していれば、技術者の施工経験を確認できる書類として、CORINS登録情報のみを添付することによろしいでしょうか。 | 入札説明書3(5)で列挙している書類は例示です。施行実績として求めている内容を網羅するのに必要な書類を添付してください。必ずしも複数の書類を添付する必要はなく、1つの書類で必要な内容が確認できる場合は1つの書類で足りる。 |
| 28 | 入札説明書3(5)共同企業体構成員表(様式4)配置技術者の資格・工事経験については、ア、イ、ウ、エの書類を添付することとあります。その中で、ウ 技術者の施工経験を確認できる書類(CORINS登録情報等、図面、仕様書、施工証明書棟)の写しとあります。この技術者の施工経験を確認できる書類として、本条件を満足することがCORINS登録情報のみで示すことができれば、CORINS登録情報のみを添付することによろしいでしょうか。 | No27と同様。 |
| 29 | 入札公告2(1)共同企業体の代表である構成員以外の配置予定技術者の条件は、2(1)カに記載された条件との理解によろしいでしょうか。2(1)コに記載された条件は、共同企業体の代表である構成員以外の施工実績(会社実績)との理解によろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 30 | 入札公告2(1)共同企業体の代表である構成員以外の配置予定技術者の条件が、2(1)コに記載された条件の場合、従事期間の制約はありますか。例えば、工期の半分以上在籍など、制約がある場合はご教示ください。 | 配置予定技術者については、入札公告2(1)カに記載しています。 |
| 31 | 入札公告2(1)に示されている構成員の配置予定技術者について、下記のいつから専任(配置)をする必要があるかご教示ください。 ①仮契約締結後翌日②本契約締結後翌日③工期開始予定の令和6年10月15日 もし、上記以外の日からであるならば、その日時をご教示ください。 | 技術者の専任期間は、契約工期を基本とします。 |
| 32 | 技術提案において、共通の内容を記述するのは様式3(指定テーマ)のみとの認識で宜しいでしょうか。また、様式2の技術審査書(施工計画)については、工事毎に施工延長や施工方法(順掘り・逆掘り等)、工程表(地質、支保パターン)等が異なるため、工事毎に記述するとの認識で宜しいでしょうか。ご教示願います。 | No.1と同様。 |
| 33 | 企業の施工実績について、コリンズを提出することで実績証明となりますでしょうか。ご教示願います。 | No19と同様。 |
| 34 | 質問提出期間について、令和3年度発注の五枚沢トンネル(第21-41370-0227号)公告時は、質問受付期間以降も期間を延長して受付頂いておりましたが、本工事についても質問受付期間を延長して頂く事は可能でしょうか。 | No5と同様。 |
| 35 | 本工事は、3件一括の一抜け方式及び一括審査方式ですが、企業事情により3件中、1件もしくは2件の参加となった場合でも入札参加は可能でしょうか。 | 参加可能です。 |
| 36 | 入札説明書の3に「確認申請書等は、希望する全ての工事に提出すること」とありますが、様式1確認申請書、共同企業体の写し、委任状、以外の3工事に共通する書類については、①工事のみに添付すればよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No20を参照願います。 |
| 37 | 金抜設計書2の覆工コンクリート等には帰還困難区域に係るコンクリート加算額が計上されておりますが、特記仕様書第31章その他では現地作業着手前に作業箇所空間線量率の測定をし、特定線量下業務に該当する場合は「工事等の放射線障害防止措置に係る費用の積算について」に基づき、変更の対象とすとなっております。特記仕様書のとおり特殊勤務手当、時間制約を受ける作業の労務単価等の補正割増は計上されていないと考えてよろしいのでしょうか。 | No.65と同様。 No.45と同様。 |

| | | |
|----|---|--|
| 38 | 特記仕様書の第31章に旧基準で設計積算を行っているため、協議により積算基準の変更とすると記載があります。旧基準とは土木工事標準積算基準の令和5年10月1日（令和6年4月1日一部改訂）版のことなのでしょうか | 土木工事標準積算基準「令和5年10月1日」を使用しております。 ※令和6年4月1日一部改訂を含まず |
| 39 | 金抜設計書2の施工第0-0005号表 吹付プラント設備運転について1週あたり運転日（上記合計）と記載されております。ドリルジャンボ等のほかの機械は上記合計×5となっています。吹付プラント設備についても同様に上記合計×5と考えてよろしいでしょうか。 | 設計書を訂正し、訂正公告を行います。 |
| 40 | 本工事は週休2日確保モデル工事の対象となっております。工事費の補正の対象は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価が該当すると考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 41 | 金抜設計書2の覆工コンクリート等には高炉セメントB種使用割増額と帰還困難区域に係るコンクリート加算額が計上されておりますが、施工パッケージで計上されているすべての生コンクリートにも適用されるのかご教示願います。 | 適用されます。 |
| 42 | 特記仕様書第16章-3重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用にクローラクレーン100t未満が記載されていますがどの工種で使用するのかご教示願います。 | 特記仕様書を訂正し、訂正公告を行います。 |
| 43 | 金抜設計書2の覆工コンクリート等で計上されている高炉セメントB種使用割増額とコンクリート加算額（帰還困難区域）は雑材料（その他材料）の率の対象になるのかご教示願います。 | 対象です。 |
| 44 | 本工事で使用する建設機械損料算定表は、何年版が適用となるのかご教示願います。 | 建設機械等損料算定表「令和4年10月1日（令和5年10月1日一部改正）福島県土木部」を使用しております。 |
| 45 | 金抜設計書2 本工事費内訳書（頁0-0002）トンネル（NATM）の欄にC=1、E=6600、F=1と記載されております。これは頁0-0001の工種条件に該当するのでしょうか。該当する場合、C=1は時間制約を受ける（補正1.06）が適用され、E=6600は特殊勤務費が6600円が計上されているとの理解でよろしいでしょうか。特殊勤務費の計上方法は労務単価に加算して計上されているのか合わせてご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 50 | 技術提案書作成要領 別表1 技術提案2「本工事の早期完了を図るための工夫」について 「本工事の早期完了を図る」とは、「工期短縮」を意図するものと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 51 | 技術提案書作成要領 別表1「技術提案書」記載事項一覧について 施工計画 1 工事の工程表・工程計画は、1号トンネル、2号トンネル（浪江側）、2号トンネル（葛尾側）の各々で様式2（その1）を3枚（3年分）、合計9枚で記載することよろしいでしょうか。 | No.1と同様。 |
| 52 | 技術提案書作成要領 別表1「技術提案書」記載事項一覧について 施工計画 1 工事の工程表・工事に当たっての留意点は、1号トンネル、2号トンネル（浪江側）、2号トンネル（葛尾側）に共通する内容を様式2（その2）1枚で記載することよろしいでしょうか。 | No.1と同様。 |
| 53 | 技術提案書作成要領 別表1「技術提案書」記載事項一覧について 施工計画 2 工程、品質、出来形及び安全管理計画 3 施工計画概要書 4 主要工種の施工計画は、1号トンネル、2号トンネル（浪江側）、2号トンネル（葛尾側）に共通する内容を様式2（その3）に1枚、（その4）に1枚、（その5）に1枚で記載することよろしいでしょうか。 | No.1と同様。 |
| 54 | 技術提案書の評価内容に関連する、浪江三春線（仮称）1号および2号トンネル工事の設計報告書は開示していただけないでしょうか。 | 受注後、必要な情報を提供します。 |

| | | |
|----|---|---|
| 55 | 技術提案書作成要領2 技術提案の提出資料に「技術提案（(1)技術提案書及び(2)技術審査書）にあたっては、参加工事の有無に関わらず、3件の工事に共通する内容とすること。記述内容が共通でない場合は評価しない」とありますが、（様式2）その3、その4、その5については、「共通でない事項（1件のトンネルにのみ該当する事項等）」を記載した場合、評価されないと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 56 | 技術提案書 様式3について、指定テーマ1、指定テーマ2で同様の技術を提案した場合、評価の対象となるのでしょうか。また、同じ指定テーマ内で同様の技術を提案した場合は、評価の対象となるのでしょうか。 | 同様の技術提案であっても、いずれも評価の対象とします。 |
| 57 | 技術提案書 様式2（その2） 技術審査書（工事の工程表）について 2 工事実施に当たっての留意点（工程管理は様式2（その3）に記載すること）→題目は「工事の工程表」ですが、工程管理は様式2（その3）で記載するためここでは記載せず、様式2（その3）で記載する事項（工程管理、品質管理、出来型管理、安全管理）以外の、工事実施に当たっての留意点を記載するという理解でよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 58 | 技術提案の指定テーマ1「トンネルの地山安定と覆工コンクリートの品質確保、出来形確保及び耐久性の向上について配慮すべき事項」の提案対象範囲についてお聞きします。特記仕様書「第五節 覆工コンクリート」に「2. 一次覆工（吹付コンクリート）時の出来形管理」が記載されていますが、「覆工コンクリートの品質確保、出来形確保及び耐久性の向上」の提案範囲に「一次覆工（吹付コンクリート）」も含まれるのでしょうか。 | 「一次覆工（吹付コンクリート）」については、提案対象として除外しません。 |
| 59 | 金抜設計書2 総括情報表によると、単価適用日が“06.03.15”となっております。本工事においては、HPに掲載の「令和6年5月25日以降に起工する工事から適用」される「週休2日等工事試行要領 第1編～第3編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用（補正係数等）は適用されないと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 60 | 金抜設計書2 総括情報表によると、単価適用日が“06.03.15”となっております。本工事においては、被災地補正施工パッケージ（復興歩掛）を採用して積算するのでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 61 | 土木工事積算基準は令和5年10月1日版で宜しいでしょうか。ご教示願います。 | No. 38と同様。 |
| 62 | 上記積算基準の改定版（令和6年4月1日）は適用されておりますでしょうか。ご教示願います。 | No. 38と同様。 ※質問事項「上記」→質問番号61 |
| 63 | 技術管理課ホームページの「お知らせ」の「令和+6年4月1日からの積算における注意点について」の中に、令和6年4月1日から改訂する内容として、(1)現場管理費率の補正 (2) 被災地補正施工パッケージ（復興歩掛）の廃止 (3) 復興歩掛（土工）の廃止 の記載がありますが、本工事は令和6年4月以前の起工で、発注時には適用されないと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 64 | 電力量単価は、令和6年3月の500kw未満(1年以上)の単価で、その他季（燃料費調整額込み・再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない）と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | No. 108と同様。 |
| 65 | 帰還困難区域に必要となる特殊勤務費の項目が見当たりませんが、契約後の設計変更協議対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 特殊労務費（帰還困難区域・屋外・4時間以上）について、すべての労務費に加算しております。 なお、実数清算はしません。 |
| 66 | 帰還困難区域に必要となる時間的制約を受ける補正割増は含まれていないと考えて宜しいでしょうか。その場合、契約後の設計変更協議対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | No. 45と同様。 |
| 67 | ①②③工事の特記仕様書に共通で記載のある、『福島県の絶滅のおそれのある野生生物』とは具体的にどの生物なのでしょうか。 | 事前に情報を提供することは出来ません。 受注後、必要な情報を提供します。 |

| | | |
|----|---|--------------------------------|
| 68 | 帰還困難区域内での作業となる本工事は、元請け職員含めた区域内で作業及び現場管理業務を行う、全ての工事従事者への特殊勤務費（『避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準』の1.特殊勤務費に記載）支給の対象と考えておりますが実数精算で変更対象と考えて宜しいでしょうか。また、当初設計には当該費用は含まれていないと考えて宜しいでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 69 | 技術提案書は3件に共通する内容とすることとされていますが、工事数量や工事内容に若干の違いがあるため、様式2（その1）工程計画は共通する内容で作成する事ができません。様式2（その1）は、それぞれの工事ごとに作成（工事ごとに3枚以内）すれば宜しいでしょうか。 | No. 1と同様。 |
| 70 | 番号3に関連しての質問ですが、様式2（その1）をそれぞれの工事ごとに作成した場合でも、様式2（その2）以下の様式に関しては3件に共通する内容で作成するという事で宜しいでしょうか。 | No. 1と同様。 ※質問事項「番号3」→質問番号69 |
| 71 | 『入札説明書 3』に関しまして、確認申請書（様式1）はそれぞれの工事ごとに2部作成して提出するという事でしょうか。 | No20を参照願います。 |
| 72 | 『入札説明書 3』に関しまして、（4）共同企業体協定書の写しは、それぞれの工事ごとに締結した協定書の写しを2部ずつ提出するという事でしょうか。 | No6を参照願います。 |
| 73 | 『入札説明書 3』に関しまして、（6）委任状とは企業体構成会社から代表会社に入札に関する権限を委任するとう理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 74 | 『入札説明書 3』に関しまして、（6）委任状はそれぞれの工事ごとに作成を行い2部ずつ提出するという事で宜しいでしょうか。その際、1部に関しては写しでも可能でしょうか。 | No20を参照願います。 |
| 75 | 『入札説明書 3』に関しまして、（6）委任状とは企業体構成会社から代表会社に入札に関する権限を委任するとう理解で宜しいでしょうか。 | No73と同様。 |
| 76 | 様式4に添付する施工実績を証明する書類は、CORINS登録情報で内容を確認でき当該書類を添付する場合でも、施工証明（任意様式）を添付する必要があるでしょうか。 | No19, 27と同様。 |
| 77 | 様式4に添付する施工実績を証明する書類は、CORINS登録情報で内容を確認でき当該書類を添付する場合でも、契約書（写）及び仕様書（写）を添付する必要があるでしょうか。 | No19, 27と同様。 |
| 78 | 様式4の配置予定技術者の工事経験の概要欄ですが、その他の構成員（その1及び2）の技術者には施工実績が求められていないため、空欄で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 79 | 仮設工事用道路等、本工事に係る関連工事について、工事に遅れが出た場合は、工期及び費用については変更対象と考えてよろしいでしょうか。 | 協議の対象とします。 |
| 80 | 特記仕様書第31章その他に、「現場着手前に作業箇所の空間線量率の測定をし」と記載がありますが、各坑口付近1回の測定費が含まれていると考えてよろしいでしょうか。 | 測定費については諸経費に含まれています。 |
| 81 | 高圧受電設備並びに高圧配電線路において損料率が記載されておきませんが、損料率は考慮されていると考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 82 | 坑内配電線路並びにころがし配線において損料率が記載されていない項目についても、損料率は考慮されていると考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 84 | 入札説明書 P.2の3(5)に「施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事実績証明書、契約書（写）及び仕様書（写）等実績を証明できる書類を添付すること」とありますがCORINS登録情報、図面、設計書等で証明できれば工事実績証明書、契約書（写）は不要と考えてよろしいでしょうか。又は、及びとなっているので工事実績証明書か契約書（写）の添付は必要でしょうか。その場合は実績証明書、契約書（写）どちらかの添付でよろしいでしょうか。ご指示願います。 | No19と同様。 |

| | | |
|----|---|--|
| 85 | <p>特定建設工事共同企業体協定書の作成提出において、第1条、1の記入方法は、「①工事」、「②工事」、「③工事」全ての工事を申請する場合、□欄全てにチェックを記入し1部の協定書を作成しその写しを提出するのか、各工事の□欄1カ所にチェックを記入し各工事ごと協定書を作成し各々の写しを提出するのか、ご指示願います。</p> | <p>いずれの方法も可能です。なお、No6を参照願います。</p> |
| 86 | <p>入札説明書の3. 入札に参加する者に必要な資格の確認について、「一般競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「確認申請書」という。)に次の書類等(各2部)を添付して、技術提案書と併せて提出」とありますが、次の書類等とは(1)会社概要から(6)委任状までと考えて、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)と技術提案書の提出部数は各1部でよろしいでしょうか。また、希望する工事が複数の場合は上記書類全て各工事分提出すると考えてでよろしいでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>No20を参照願います。</p> |
| 87 | <p>本工事は、大規模かつ難易度が高い工事であるため、工事内容の確認と質問の取り纏めに時間を要しております。 質問受付期間が令和6年6月4日から同年6月11日までと短期間となっており、質問受付期限の最終日の6月11日以降に、質問事項及び確認事項が生じた場合は、改めて質問の受付および回答の機会を設けて頂けるでしょうか。</p> | <p>No5と同様。</p> |
| 88 | <p>入札説明書の3. 入札に参加する者に必要な資格の確認について、提出書類に(1)会社概要(任意様式)とありますが、資本金や従業員数、事業内容、役員一覧、本社・支店組織図が記載している書類でよろしいでしょうか。その他、必要な記載事項がありますでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>No24と同様。</p> |
| 89 | <p>入札説明書の7. 入札書の提出方法について、入札書等を入れる封書の規格はありますか。ご指示願います。</p> | <p>封書の規格指定は特にありません。</p> |
| 90 | <p>3. 入札公告2(1)のケ「内空断面積が40㎡以上かつ施工延長が1,300m以上のトンネルの掘削(NATM工法)及び覆工の両方の工事の施工管理経験(監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。)を同一トンネルで有する者」とありますが全工期従事していない場合(準備、後片付け等)は実施工程表等で掘削及び覆工の経験が確認できれば認めていただけますでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>実施工程表等で、必要な条件を満足していることが確認できれば認めます。</p> |
| 91 | <p>技術提案書作成要領_2 技術提案の提出資料「参加する工事の有無に関係なく、3件の工事に共通する内容とすること」と記載がございますが、各トンネルは、支保パターンや坑口の違いにより、工程に違いがでます。どのトンネルに基づき工程表を作成すればよろしいのでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>No.1と同様。</p> |
| 92 | <p>技術提案書作成要領_別表1「技術提案書」記載事項一覧_技術提案_2_「トンネル内作業時及び坑口付時の安全管理」と「本工事の早期完了を図るための工夫」について配慮すべき事項_について、施工計画_1 工事の工程表_・工程計画_に記載する工程は早期完了の提案を考慮した工程に記載すればよいのでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>様式2(その1)は、公告上の工期である令和9年3月31日限りとして作成願います。</p> |
| 93 | <p>技術提案書作成要領_別表1「技術提案書」記載事項一覧_施工計画_1 工事の工程表_・工程計画_の評価について、工期を短期に終えたものが優位に評価されるのでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>様式2(その1)においては、評価の対象とはしません。</p> |
| 94 | <p>技術審査書 様式2(その1)工事の工程表に関して、①工事②工事③工事の工程をそれぞれ作成することで宜しいでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>No.1と同様。</p> |
| 95 | <p>技術審査書 様式2(その1~5)と様式3に関して、欄外に許容最小の文字の大きさの記載があります。その字体はMS明朝、大きさが10ptで記載されています。MS明朝以外の字体を使用することは可能でしょうか。ご指示願います。</p> | <p>MS明朝以外の字体を使用することは可能です。</p> |
| 96 | <p>技術審査書 様式3に関して、【問題・課題】 【問題・課題に対する対策】 【期待される効果】について記載することになっております。1つの問題・課題に対して複数の対策を記載しても宜しいでしょうか。ご指示願います。</p> | <p>貴見のとおりです。 テーマによっては複数の問題・課題及び技術提案の記載を求めていることに留意願います。</p> |

| | | |
|-----|---|------------|
| 97 | <p>技術提案書作成要領 別表1「技術提案書」記載事項一覧に、「トンネルの地山安定」と「覆工コンクリートの品質確保、出来形確保及び耐久性向上」について配慮すべき事項 に関する技術提案を求められています。そのうち、覆工コンクリートの品質、出来形確保、耐久性向上の技術提案を全て網羅した記載をする必要がありますでしょうか。いずれかの提案をすべきでしょうか。ご指示願います。</p> | No. 96と同様。 |
| 98 | <p>・適用する「歩掛」の積算基準は、以下のいずれでしょうか。 (1) 土木工事標準積算基準（令和5年10月1日） (2) 土木工事標準積算基準（令和6年4月1日一部改正） (3) その他の積算基準 (2)の場合は、「土工」工事について、東日本大震災被災3県の日当たり作業量の補正（復興歩掛）を行わないと考えてよろしいでしょうか。 また、(3)の場合は、適用する土木工事標準積算基準をご教示願います。</p> | No. 38と同様。 |
| 99 | <p>・適用する「経費」の積算基準は、以下のいずれでしょうか。 (1) 土木工事標準積算基準（令和5年10月1日） (2) 土木工事標準積算基準（令和6年4月1日一部改正） (3) その他の積算基準 また、(3)の場合は、適用する土木工事標準積算基準をご教示願います。</p> | No. 38と同様。 |
| 100 | <p>・適用する建設機械等損料は、以下のいずれでしょうか。 (1) 建設機械等損料算定表（令和5年10月1日一部改正） (2) 建設機械等損料算定表（令和6年4月1日一部改正） (3) ①の他の建設機械等損料算定表 (2)の場合は、「ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホ、ダンプトラック」について運転1時間（日）当たりの損料に102/100を乗じる「被災地補正適用建設機械損料算定表」を適用しないと考えてよろしいでしょうか。 また、(3)の場合は、適用する建設機械等損料算定表をご教示願います。</p> | No. 44と同様。 |
| 101 | <p>・適用する土木事業単価は、以下のいずれでしょうか。 (1) 土木事業単価表（令和6年3月15日一部改正） (2) 土木事業単価表（令和6年5月25日一部改正） (3) その他の土木事業単価表 (3)の場合は、適用する土木事業単価表をご教示願います。</p> | (1) です。 |
| 102 | <p>・適用する土木・建築関係事業単価 参考資料は、以下のいずれでしょうか。 (1) 土木・建築関係事業単価表 参考資料（令和5年10月20日一部改正） (2) 土木・建築関係事業単価表 参考資料（令和6年4月1日） (3) その他の土木・建築関係事業単価表 参考資料 (3)の場合は、適用する土木・建築関係事業単価表 参考資料をご教示願います。</p> | (1) です。 |
| 103 | <p>・適用する建築関係事業単価表は、以下のいずれでしょうか。 (1) 建築関係事業単価表（令和6年3月15日改正） (2) 建築関係事業単価表（令和6年5月20日改正） (3) その他の建築関係事業単価表 (3)の場合は、適用する建築関係事業単価表をご教示願います。</p> | (1) です。 |

| | | |
|-----|--|------------------------------------|
| 104 | <p>・週休二日補正について、適用する週休2日等工事試行要領は、以下のいずれでしょうか。</p> <p>(1) 「週休2日確保モデル工事」試行要領（令和6年1月1日以降に公告する工事）</p> <p>(2) 「週休2日等工事試行要領」（令和6年4月1日以降に起工する工事）</p> <p>(3) 「週休2日等工事試行要領」（令和6年5月25日以降に起工する工事）</p> <p>(4) その他の週休2日等工事試行要領</p> <p>(4)の場合は、適用する週休2日等工事試行要領をご教示願います。</p> | (1) です。 |
| 105 | <p>・本工事で適用する労務単価は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 106 | <p>・物価資料の「土木コスト情報」、「土木施工単価」について、何年何月号を適用しているのでしょうか。ご教示願います。</p> | 使用していません。 |
| 107 | <p>・本工事における賃料について、すべて長期割引を適用していると考えてよろしいでしょうか。長期割引を適用していない機械賃料がありましたら、該当する工種の機械をご教示願います。</p> | No. 134と同様。 |
| 108 | <p>・採用単価表の電力料について、「燃料費調整単価」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は、適用外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 109 | <p>・採用単価表の基本料金について、力率割引10%が考慮されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | No. 132と同様。 |
| 110 | <p>単価適用日について、三案件とも「00-06.03.15(0)」と記載があります。このことから、令和6年3月15日における最新の積算基準・最新の単価を使用するという解釈で、宜しいでしょうか？ご指示願います。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 111 | <p>三件とも、スライドセントル、防水工作業台車のそれぞれの対象延長が標準部、非常駐車帯部ともに、同一となっておりますが、記載の通りと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。</p> | No. 46と同様。 |
| 112 | <p>手摺先行型枠組足場/単管足場/単管傾斜足場が三件にわたって計上されております。諸雑費34%の対象は、全ての費目で宜しいでしょうか。また、諸雑費の率における丸めは無し、100掛m²当たりなので、100円単位になるよう50円～149円の丸めも無し。と言う理解で、宜しいでしょうか。ご指示願います。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 113 | <p>埋戻材の積込作業について、岩補正はかかっておりますでしょうか。ご指示願います。</p> | 補正しておりません。 |
| 114 | <p>採用単価表の登録番号F00000の電力料について、「最大需要電力が500kW以上となる場合」の単価と、そうでない場合のどちらの単価を使用しているか、ご教示願います。</p> | 「最大需要電力が500kW以上となる場合」以外の単価を採用してます。 |
| 115 | <p>採用単価表の登録番号F00000の電力料について、税抜きをした後の、端数処理は、どのように行っておりますでしょうか？ご指示願います。</p> | No. 119と同様。 |
| 116 | <p>H形鋼が三件とも単価として計上されております。これは賃料ですが、4週8休補正は、行っておりますでしょうか？行っている場合は、補正率と補正後の端数処理をご指示願います。</p> | 補正はしていません。 |
| 117 | <p>土のう（仕拵え・積立・撤去）が三件とも計上されております。当たり数量は100ですが、諸雑費は、5～14円で、宜しいでしょうか。ご指示願います。</p> | 設計書を訂正し、訂正公告を行います。 |
| 118 | <p>高圧受電設備が三件とも計上されております。その中の、「避雷器 屋外8.4kV」と「接地銅板 900mm×900mm×1.5t」の単価の公表をお願い致します。</p> | No. 308と同様。 |
| 119 | <p>高圧受電設備が三件とも計上されております。その中の電線管 鋼製電線管の単位換算の端数処理は、小数第一位を切捨て宜しいでしょうか。ご指示願います。</p> | 土木・建築関係事業単価表 参考資料を確認願います。 |
| 120 | <p>本工事の施工範囲は、「帰還困難区域内」という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|---|----------------------------|
| 121 | 今回の工事エリア内での「帰還困難区域など」の区域の詳細図の提示をお願い致します。 | 浪江町や葛尾村のホームページ等でご確認願います。 |
| 122 | 本工事の施工範囲が「帰還困難区域内」場合、労務単価の「時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し」が発生します。『トンネル特記仕様書』に添付の『帰還指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準』の【基準】-2の「ア：1.06」もしくは「イ：1.14」のどちらを積算条件とされていますでしょうか、ご教示願います。 | No. 45と同様。 |
| 123 | 本工事で採用する単価のうち建設物価を適用する場合、単価採用地区は「南相馬」「いわき」のどちらでしょうか、ご教示願います。 | 採用単価表を確認願います。 |
| 124 | 採用単価表の掲載頁に「建設物価」および「積算基準」の記載をされていますが、「二誌平均値」を採用しているという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 125 | 本工事の施工範囲は、「帰還困難区域内」場合、労務単価の「時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し」が発生します。『帰還指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準』の【基準】-2の「ア：1.06」もしくは「イ：1.14」のどちらを積算条件とされていますでしょうか、ご教示願います。 | No. 45と同様。 |
| 126 | 本工事の施工範囲が「帰還困難区域内」場合、積算上各作業員等に労務単価とは別途、「特殊勤務手当」を計上する必要があります。『金抜設計書2』に計上されていません。「特殊勤務手当」の計上は、後日協議事項でしょうか、ご教示願います。 | No. 65と同様。 |
| 127 | 本工事の施工範囲が「帰還困難区域内」場合、積算上各作業員等に労務単価とは別途、「特殊勤務手当」を計上する必要があります。『金抜設計書2』に計上されていません。積算上の労務数量と実際の労務数量とは、合致しませんが、「特殊勤務手当」は、作業実数当り支払わなければなりません。実数精算は、後日協議事項でしょうか、ご教示願います。 | No. 65と同様。 |
| 128 | 2方作業の労務単価における、①週休2日の補正方法（桁丸めを含めたの計算手法）と②「時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し」の2種類の労務補正あります。この2つの補正で〔トンネル作業員1の方と2の方の平均金額〕×〔週休2日モデル工事 労務費補正〕×〔1.06もしくは1.14〕で計算し、最後に丸め処理をされているのでしょうか、ご教示願います。諸雑費及び端数処理は、『土木工事標準積算基準I 2 ①1』に基づいているのでしょうか、ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 129 | 『金抜設計書2』で、「市場単価」および「土木工事標準単価」を採用している項目があります。各項目において、「週休2日補正」を行っていると考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 130 | 『土木工事標準積算基準 R5.10.1 改訂版』のトンネル工において、①（掘削工～支保工）（発破工法）「通常断面」②（鏡吹付工～掘削工～支保工）（発破工法）「通常断面」の2通りが示されています。本トンネルの積算で、①と②のどちらを採用されているか、ご教示願います。 | ①、②とも採用しています。施工内訳表を確認願います。 |
| 131 | 『工事内訳表』のレベル5にインパ-トコンクリートの使用材料である「18-8-40 60% C230」と記述があり、『施工内訳表』の名称では、「18-8-40 60%」と記載されています。積算条件のコンクリート種類は、「18-8-40 60%」という理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | 設計書を訂正し、訂正公告を行います。 |
| 132 | 共通仮設費-役務費-電力基本料金について、「基本料金に力率割引10%」が考慮されているという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 133 | 令和6年4月に公開された『福島県の公共工事に係る総合評価方式参加の手引き』に記載されている算定式（※低入札価格調査制度における失格基準）により、落札者を決定するという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|--|-------------------------------|
| 134 | 本工事で積算計上されている機械のうち損料でなく「賃料」で計上されている機械は、全て長期割引を適用しているという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。もしくは、長期割引を適用していない機械（賃料）があれば、その「機械名称（賃料）」を、ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 135 | 本工事の施工範囲が、「帰還困難区域内」場合、作業可能時間が、標準（8時間/日）より短く（7時間/日）なり、日進長さが短くなりますが、「全体工事工程（工期）」で考慮されているのでしょうか。もしくは、標準（8時間/日）で工程を計画されているという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | 積算上は標準としています。 |
| 136 | 技術提案書作成要領_別表1「技術提案書」記載事項一覧_技術提案_2_「トンネル内作業時及び坑口付時の安全管理」と「本工事の早期完了を図るための工夫」について配慮すべき事項」について、「坑口付」とは、坑口背面の作業土工を含めた工種との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 137 | 「TG886：電線 絶縁ビニルシースケープルVVR 600V 100sq×3C」が三件にわたって計上されています。建設物価のP540から計上と記載されていますが、単価の端数処理は、行いますか。ご指示願います。 | No. 119と同様。 |
| 138 | 「採用施工歩掛 施工内訳表」の記載事項と、「金抜き設計書2」で記載事項が異なる場合があります。どちらに基づいて、計上すれば、良いでしょうか。ご指示願います。 | 金抜き設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 186 | 建設工事において試験的に実施する「一抜け方式・一括審査方式」の取り扱い（令和6年5月28日入札監理課）（2）ウ に、「様式第9号（その1）工事の工程表」については、数量等の違いにより工期が異なるなど同一のものが求められない場合は、一括審査の対象外とすることができる。とありますが、本工事においては一括審査の対象であり、3工事分の工程表を作成するとの理解でよいのでしょうか。 | No. 1と同様。 |
| 187 | 様式2(その1) (A4×3枚以内) 工程表の記載方法は、以下のいずれでしょうか。 ・工事ごとに分けて記入（①工事を1枚、②工事を1枚、③工事を1枚） ・工期期間（工期始め～工期終り）を3枚に分け、それぞれに①工事、②工事、③工事を並べて記入 | No. 1と同様。 |
| 188 | 特記仕様書P3に福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係が「有」となっていますが、具体的には何を指しているのでしょうか。また、①から③工事で共通でしょうか。 | No. 67と同様。 |
| 189 | 4月1日から改定される予定の、「現場管理率の改定」、「被災地補正施工パッケージの廃止」、「建設機械等損料算定表の東日本大震災の被災地補正」が改定される予定となっておりますが、当工事に適用されているのでしょうか。 | 適用していません。 |
| 190 | 総括情報表において、4週8休以上と記載されていますが、これは令和6年1月1日以降に公告する工事から適用されていると考えてよろしいでしょうか。それとも、令和6年5月5日以降に起工する工事から適用のどちらなのでしょうか。 | No. 104と同様。 |
| 191 | 帰還困難区域での作業となりますが、当初設計書においては労務費に補正は掛けてあるのでしょうか。ある場合は、坑内・坑外工事で掛けている工種と掛け率をご提示願います。 | No. 65と同様。 坑内・坑外の区分はありません。 |
| 192 | 帰還困難区域での作業となりますが、特殊勤務手当は掛かるのでしょうか。または、工事終了時に清算と考えてよろしいのでしょうか。 | No.65と同様。 |
| 193 | 除染されていない箇所での作業は、無いものと考えてよろしいでしょうか。 | 除染されていない箇所での作業は無いと想定しています。 |
| 194 | 4週8休の補正方法ですが、労務費1.05、機械賃料1.04、共通仮設費率1.04、現場管理費率1.06倍することでよろしいでしょうか。 | No. 104と同様。 |
| 195 | 施工内訳書に、例えば、トンネル世話役〔0.928（3/1以降0.948）〕と割増対象賃金比が併記してありますが、3/1以降の割増対象賃金比、トンネル世話役であれば0.948を使用することでよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 196 | 金抜設計書の単価適用日が 06.03.15（令和 6 年 3 月）と記載されておりますが、採用される歩掛は令和 5 年度版の土木工事積算基準書及び建設機械等 損料算定表を使用していると考えてよろしいでしょうか？ | No. 38と同様。 No. 44と同様。 |
| 197 | 採用単価表において、建設物価、積算資料は採用月は、令和6年3月と記載されていますが、それではよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 198 | 設計労務単価について、「令和 6年度 3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用していると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 105と同様。 |
| 199 | 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛について、土工の工種について日当たり作業量の 10% 補正を行い、コンクリート打設を伴う工種については、日当たり作業量の補正を行わないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 200 | 本工事で使用するブルドーザー（リッパ装置付きブルドーザーを除く）、バックホウ、ダンプトラックにつきまして、運転 1 時間（日）当たりの損料に 102/100 を乗じてあると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 201 | 金抜設計書 2 坑内付帯工 について、箱抜きするための作業（掘削、型枠、鉄筋、鋼製支保工切断、補強板、スクラップ等）が計上されていませんが、契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | 協議の対象とします。 |
| 202 | 採用単価表の電力料について、28.53 円 /kwh 高圧 S（その他季）と記載されていますが、燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮されていないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 108と同様。 |
| 203 | 生コンクリート冬期加熱費計上区分について、本工事においては、計上していないと考えてよろしいでしょうか。計上しているものがある場合は、その工種をご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 204 | 採用単価表の F94250 のアンカーボルト M8 は物価資料から採用されておりますが、M8の規格が当該ページには複数ございます。品名・規格・型番をご教示ください。 | M8×65mm（電気亜鉛メッキ・スリーブ打ち込み式）です。 |
| 205 | 電力設備の電線の単価を物価資料から採用する場合、設計資材単価等決定基準に記載の通り 1,000 円以上 10,000 円未満の場合は、二誌平均する際に、10 円未満は切捨てと考えてよろしいでしょうか。また、それらに損率を乗じた際に、1,000 円以上 10,000円未満であった場合は再度 10 円未満切り捨てということになるのでしょうか。もしくは、小数点第 2 位以下を切り捨てるのでしょうか。ご教示願います。 | 単価を物価資料から採用する場合は、No. 119と同様。 損料を算出する場合は、整数止めとした二誌平均の単価に損料率を乗じ、No. 119と同様の端数処理を行っています。 |
| 206 | 電力設備の電線の単価を物価資料から採用する場合、設計資材単価等決定基準に記載の通り 1,000 円未満の場合は、二誌平均する際に、1 円未満は切捨てと考えてよろしいでしょうか。また、それらに損率を乗じた際に、1,000 円未満であった場合は再度1 円未満切り捨てということになるのでしょうか。もしくは、小数点第 2 位以下を切り捨てるのでしょうか。ご教示願います。 | No. 205と同様。 |
| 207 | 本工事における賃料について、全て長期割引を適用していると考えて宜しいですか。長期割引を適用していない機械賃料があれば、その機械をご教示ください。 | No. 134と同様。 |
| 208 | 安全費に帰還困難区域での作業する場合のスクリーング費用等が入っていないのですが、必要ないのでしょうか、それとも設計変更で対応するのでしょうか、ご教示願います。 | 協議の対象とします。 |
| 209 | 安全費 呼吸用保護具等費用の算出において、土木工事標準積算基準書 I-2-②-24、2-5 安全費⑩には『総労務費とは、1 工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費 鏡吹付施工労務費 を含む 合計額とする。』と記載されています。金抜設計書 2 施工内訳表 第0-200号ではトンネル労務費及び鏡吹付施工労務費 諸雑費率分 も計上されているのでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 210 | 共通仮設費、現場管理費について、復興係数（共通仮設費：1.5、現場管理費：1.2を用いた補正は行っているのでしょうか、ご教示願います。 | 補正しています。 |

| | | |
|-----|---|--|
| 211 | 金抜設計書2 施工内訳表「覆工コンクリート等」に計上されている「コンクリート加算額(帰還困難区域)」は、雑材料(その他材料)の率対象となると考えてよろしいでしょうか。 | No. 43と同様。 |
| 212 | 金抜設計書2 施工内訳表「土のう(仕拵・積立・撤去)」の諸雑費は、5~14円ではなく50~149円ではないでしょうか。 | No. 117と同様。 |
| 213 | 金抜設計書2-仮設工-防塵対策工-タイヤ洗浄装置-ダンプカー用泥落装置設置・解体費及び賃料は4週8休補正の対象でしょうか。 | 対象外です。 |
| 214 | 金抜設計書2-仮設工-電力設備工-励磁突入抑制装置設置撤去及び賃料は4週8休補正の対象でしょうか。 | 対象外です。 |
| 215 | 金抜設計書2-共通仮設費-運搬費-建設機械運搬費-骨材ホッパ20tにおいて、東京から運搬となっておりますが、内訳書を確認しますと「片道分」と記載があり、復路分の運搬費が未計上となっておりますので、ご確認願います。また、運搬スピードは30km/hなので、 $290\text{km} \div (30\text{km/h} \times 8\text{h}) = 1.2$ 日となりますが、1.0供用日と記載されておりますが協議していただけたらと考えてよろしいでしょうか。 | 設計書を訂正し、訂正公告を行います。 |
| 221 | 入札説明書3. 入札に参加する者に必要な資格の確認について、「一般競争入札参加資格確認申請書(様式1. 以下「確認申請書」という。)に次の書類等(各2部)を添付して~確認を受けること。」「なお、確認申請書等は、希望する全ての工事に提出すること。」と記載がありますが、①~③工事すべてに参加申請をする場合、①~③工事それぞれに一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)を1部、(1)会社概要(任意様式)~(6)委任状(任意様式)を2部提出する必要があると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No20を参照願います。 |
| 222 | 質問番号1に続き、技術審査書(様式2(その1~その5))及び技術提案(様式3)についても①~③工事全てに参加申請する場合は各工事それぞれに2部ずつ提出すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No20を参照願います。 |
| 223 | 技術提案書(様式1)について、①~③工事全てに参加申請する場合、各工事ごとにチェックを入れそれぞれ提出する必要があるのでしょうか。または3件全てのチェックボックスにチェックを入れたものを各工事ごとに提出する必要があるのでしょうか。ご教示願います。 | 3件全てのチェックボックスにチェックを入れ、提出は1通(2部)でお願いします。 なお、No20も参照願います。 |
| 224 | 特定建設工事共同企業体協定書(様式3)及び委任状(任意様式)について、①~③工事全てに参加申請する場合、各工事それぞれ共同企業体協定書及び委任状を作成する必要があるのでしょうか。または様式3第1条に記載のあるチェックボックス全てにチェックを記入することで、①~③工事分の共同企業体協定書とすることができるのでしょうか。その場合、委任状は内容にそれぞれの工事名を記載することで①~③工事分の委任状とすることができるかと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No20を参照願います。 |
| 225 | 技術提案書作成要領の「2 技術提案の提出資料」において、『3件の工事に共通する内容とすること。記述内容が共通でない場合は、評価の対象としない。』と記載されています。 施工計画の3 施工計画概要書には、「工事実施上の留意点とその対策」という記載内容があります。 3件の工事に共通する留意点として、トンネルの勾配について記載して、対策としては、①、③工事は下り勾配の対策、②工事は上り勾配の対策を記載した場合の評価はいずれになりますか? ①対策が3工事に共通でないため、評価の対象としない。 ②留意点が共通であり、3工事の勾配に関する対策を記載しているため、評価の対象である。 ③留意点が共通であっても、下り勾配の対策と上り勾配の対策が共通でないため、評価の対象としない。 | 様式2(その2~5)及び様式3は、3件の工事に共通する内容として作成願います。 |

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| 226 | <p>技術提案書作成要領の「2 技術提案の提出資料」において、『3件の工事に共通する内容とすること。記述内容が共通でない場合は、評価の対象としない。』と記載されています。</p> <p>また、技術提案では、「現地特性・構造特性を踏まえた問題・課題に対し、施工方法や創意工夫等の技術提案について記述する。」と記載されています。</p> <p>3件の工事に共通する現地特性・構造特性を踏まえた問題・課題として、トンネルの勾配に着目して、施工方法や創意工夫としては、①、③工事は下り勾配の施工方法の工夫、②工事は上り勾配の施工方法の工夫を記載した場合の評価はいずれになりますか？</p> <p>①施工方法や創意工夫が3工事に共通でないため、評価の対象としない。</p> <p>②問題・課題が共通であり、3工事の勾配に関する施工方法の工夫を記載しているため、評価の対象である。</p> <p>③問題・課題が共通であっても、下り勾配の施工方法に工夫と上り勾配の施工方法の工夫が共通でないため、評価の対象としない。</p> | No. 225と同様。 |
| 227 | <p>技術提案書作成要領の「2 技術提案の提出資料」において、『3件の工事に共通する内容とすること。記述内容が共通でない場合は、評価の対象としない。』と記載されています。</p> <p>施工計画の1の工事の工程表の工程計画（様式2（その1）、3枚以内）の記載は、3件の工事は掘削延長や支保パターンが異なるため、3工事の工程は共通になりません。</p> <p>下記のような作成方法が考えられます。</p> <p>①様式2（その1）は3枚以内のため、工事ごとに1枚で工程表を作成する。</p> <p>②3工事の工程の違いがわかるように、3工事を同一の工程表（3枚以内）に記載する。</p> <p>③3工事に共通の工程表にするため、3工事で平均的な工程表（3枚以内）を作成する。</p> <p>上記の①②③の記載、いずれも評価の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>いずれも評価の対象でない場合は、評価の対象となる3件の工事の共通となる工程表の記載方法をご教示ください。</p> | No. 1と同様。 |
| 228 | <p>令和6年5月28日付の入札監理課の建設工事において試験的に実施する「一抜け方式・一括審査方式」の取り扱いにおいて、「施工計画の適切性に対する評価（技術審査書）「様式第9号（その1）工事の工程表」については、数量等の違いにより工期が異なるなど同一のものが求められない場合は、一括審査の対象外とすることができる。」と記載されています。今回の3件の工事も、上記に該当すると考えてよろしいでしょうか？</p> <p>該当する場合は以下の①②③のような記載方法でよろしいでしょうか？</p> <p>①様式2（その1）は3枚以内のため、工事ごとに1枚で工程表を作成する。</p> <p>②3工事の工程の違いがわかるように、3工事を同一の工程表（3枚以内）に記載する。</p> <p>③1工事につき様式（その1）に工程表を3枚以内に記載する。この場合、合計で最大9枚の工程表となる。</p> <p>①③の記載方法でよろしい場合には、3工事全てに参加申請する際には技術審査書（様式2（その1））の工事番号・工事名記入欄は3工事それぞれ該当する工事番号・工事名に訂正して作成すると考えてよろしいでしょうか？</p> <p>それとも工事番号・工事名称欄は訂正せず3件のままで、工程表の枠内に工事名称を明示すればよろしいでしょうか？</p> <p>ご教示願います。</p> | No. 21と同様。 No. 1と同様。 |
| 229 | <p>技術提案書は3件の工事に共通する内容にすることとあります。技術提案に当たり3工事に共通の提案「□□対策」を実施する場合に、提案範囲を明示するために「①工事では○○区間、②工事では○○区間。③工事では○○区間」といった書き方をしても、3工事に共通する内容として評価していただけますでしょうか？</p> | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|---|--------------------|
| 230 | 技術審査書（様式2（その2～その5））について、例えば運搬ルートにおける記載で、「1号トンネル、2号トンネル（浪江側）では工事用道路にて、2号トンネル（葛尾側）では県道50号にて、〇〇を行う（〇〇は3工事に共通な実施内容）。」など工事による場合分けをして共通の内容を記載しても、3工事共通の内容として評価していただけますでしょうか？ | 貴見のとおりです。 |
| 235 | 積算基準年度は令和5年と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 38と同様。 |
| 236 | 本工事において日当たり作業補正（被災地）はなしと考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。ご教示願います。 | No. 199と同様。 |
| 237 | 電力料金については金額小数第3位を四捨五入し小数第2位までとすると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 119と同様。 |
| 238 | 建設機械等損料について、令和5年度版 建設機械等損料表及び豪雪補正0%機械損料表9欄2%割増と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 44と同様。 |
| 239 | 調査基準価格：最低制限価格等の算定式について、（令和4年3月14日 福島県入札監理課）工事の最低制限価格等の算定式のとおりと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 133と同様。 |
| 240 | 労務採用単価について、令和6年度（令和6年3月～）の労務単価と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No.105と同様。 |
| 241 | 電力料金採用単価年月日について、令和6年3月と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 採用単価表を確認願います。 |
| 242 | 電力料金について、電力料金＝【電力量料金単価＋燃料費等調整額（電気標準約款（高圧・特別高圧）別表2に基づく燃料費等調整単価表）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金】と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 108と同様。 |
| 243 | 資材価格採用単価年月日について、金抜設計書に採用単価表（物価）と記載のあるものは、令和6年3月、記載のないものは、県公表単価（土木事業単価表 R6年3月15日）と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 244 | 9. 四札公告P.5 土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領について、技術管理課ウェブサイト： http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html の「週休2日等工事試行要領 第1編～第3編（土木工事、港湾漁港工事編）」（令和6年5月25日以降に起工する工事から適用）に関する補正係数は、下記のとおりと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 労務費：1.05 機械経費（賃料）：1.04 共通仮設費率：1.04 現場管理費率：1.06 市場単価（各工種） 標準単価（各工種） | No. 104と同様。 |
| 245 | 入札公告P.5 復興係数について、 共通仮設費 1.5 現場管理費 1.2 と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 210と同様。 |
| 246 | 本工事の積算において、諸経費の対象とならない項目をご教示願います。 | 土木工事標準積算基準を確認願います。 |
| 268 | 3件の工事のうち1件の工事だけ申請する場合、技術審査書（工事の工程表）1工程計画は申請する1工事分だけ作成すればよろしいですか。 | No. 1と同様。 |
| 269 | 技術審査書（工事の工程表）1工程計画は1件の工事ではA4を3枚、3件の工事ではA4を9枚で作成すればよろしいですか。 | No. 1と同様。 |
| 270 | 共同企業体構成員表（様式4）3. 配置技術者の資格・工事経験の「その他の構成員（その1）（その2）」の工事経験の概要欄は空白でよろしいですか。 | No.78と同様。 |
| 271 | 3件の工事施工箇所は帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除区域の何に該当しますか。 | No. 120と同様。 |
| 272 | 特記仕様書に国有・民有保安林「有」となっていますが、技術提案作成要領にある工期の始期令和6年10月15日からの着手に支障ありませんか。 | 支障ありません。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 273 | 1号・2号トンネル両坑口の明り部別工事が先に発注されていますが、技術提案作成要領にある工期の始期令和6年10月15日からの着手に支障ありませんか。 | No. 343と同様。 |
| 274 | 特記仕様書P3に「福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係、有」とありますが、この野生生物は何ですか。 | No. 67と同様。 |
| 275 | 技術提案の指定テーマ1と指定テーマ2に同じ提案を重複して記載した場合は両テーマの評価の対象となりますが。 | No. 56と同様。 |
| 276 | 配置予定技術者が現在他工事でコリンズ登録されている場合、申請期限の令和6年6月28日までではなく議会承認後の本契約時までフリーであればよろしいですか。 | 貴見のとおりです。 |
| 283 | <p>【技術提案書作成要領 2 技術提案の提出資料 3行目】</p> <p>『3件の工事に共通する内容とすること』とあります。様式2（その1）工程表については、3件共通で記載するとありますが、標準で示していただいた工程表も異なっており（①26.76月②30.31月③29.42月）、記載方法についてご教示ください。</p> <p>1) 最も工事期間を要するトンネル(②) についての工程表を記載することで、他2つの工程は補完できると考える。</p> <p>2) 最も工事期間を要するトンネルについての工程を記載し、注釈として他のトンネルの各工程期間を文字等で表現する。例：Aトンネル掘削300日、Bトンネル掘削250日、Cトンネル掘削200日の場合、工程の長さは最長のAトンネルを示し、（A：300日、B：250日、C：200日）と記載することで、全トンネルの工程を表現し、全トンネルをできるだけ表現する。</p> <p>3) 3本のトンネルを1つの工程表（3枚）の主要工種を分け表現するのでしょうか。例（トンネル①掘削・支保、トンネル②掘削・支保、トンネル③掘削支保、トンネル①覆工・防水、トンネル②覆工・防水、トンネル③覆工・防水）</p> <p>上記に値しない場合、記載方法例をお示しください。</p> | No. 1と同様。 |
| 284 | <p>【閲覧図書 図面6 仮設備配置図】</p> <p>①②工事の工事用道路入口部の河川横断部分、現橋梁の下流側に橋が図示されておりますが、この橋についてご教示ください。</p> <p>1) 工事用道路として、図示された下流側橋梁を使用するのでしょうか。</p> <p>2) 1) ではない場合、トンネル工事において現橋梁を使用するのでしょうか？</p> <p>3) 2) の場合、通行における制約はありますか。</p> | 1) 貴見のとおりです。 |
| 285 | <p>【②③工事 特記仕様書 第31章 その他】</p> <p>『国有保安林部については、貸付契約箇所での施工となる』と記載があります。計画上、必要なため、当該貸付契約箇所の境界位置をお示しください。なお、①については、②と坑口位置が近接しておりますが、特記仕様書第31章 その他のにて『民有保安林部は、解除済みである』との記載があります。①の坑口部については、両坑口とも、民有保安林でしょうか。その境界位置についてお示しください。また、掘削側坑口部が国有保安林部であった場合、当該貸付契約箇所の境界位置をお示しください。</p> | 図面を追加し、訂正公告を行います。①の坑口部については、終点側の民有保安林です。 |
| 286 | <p>【入札公告/p2/2(1)】 【様式4】</p> <p>代表の構成員以外の構成員として申請する者は、入札公告2(1)キからケまでの条件に該当しないため、様式4の3配置技術者の資格・工事経験における工事経験の概要は記載不要と考えてよろしいでしょうか。また、記載不要となった場合、斜線を引いてその旨を表示して差し支えないでしょうか。</p> | No78と同様。空欄又は斜線を引いていただいても可。 |
| 287 | <p>【入札公告/P2/2(1)】</p> <p>入札公告2(1)ク及びコについて、過去何年以内の経験であるかは不問であり、あくまでも3に掲げる日までに竣工引渡しが完了している工事の施工経験が良いという認識で宜しいでしょうか。また、監理技術者又は主任技術者としての従事期間は不問でしょうか。例えば、監理技術者として全体工期の50%のみ従事した経験でも参加要件として認めていただけるとは思いますが。</p> | 入札公告2(1)ク及びコについては、貴見のとおりです。監理技術者又は主任技術者については、必要な条件を満足していることが確認できれば認めます。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 288 | <p>【入札公告/P2/2(1)】 入札公告 2 (1)ケについて、過去何年以内の実績であるかは不問であり、あくまでも3に掲げる日までに竣工引渡しが完了していれば良いという認識で宜しいでしょうか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 289 | <p>【入札公告/p2/2(1)】 申請時点では他現場でコリンズ登録されている者でも、今回公告の工事の契約時には、コリンズ登録から外れて（他現場が竣工）いれば、配置予定技術者として申請しても宜しいでしょうか。 また、今回公告の工事の契約とは、仮契約でしょうか本契約でしょうか。</p> | No276と同様。 |
| 290 | <p>【入札説明書/p2/3】 入札に参加する者に必要な資格の確認については、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類等（各2部）を添付して、技術提案書と併せて提出すること」とありますが、次の書類等とは(1)会社概要から(6)委任状までと考えてよろしいでしょうか。 また、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）と技術提案書の提出部数は各1部でよろしいでしょうか。 また、提出する際の書類のまとめ方については、クリップ等で簡単にまとめる方法でよろしいでしょうか。</p> | No20を参照願います。 提出時の書類のまとめ方については、特に指定はありません。申請書及と添付書類がばらばらにならないような形でお願いします。 |
| 291 | <p>【入札説明書/p2/3(1)】 会社概要は任意様式でよいとありますが、資本金や従業員数、事業内容、拠点一覧等が記載されていれば、会社のホームページの画面を印刷したものや、パンフレットの写し等を提出しても認められるでしょうか。また、最低限必要な記載事項がありましたらご教示ください。</p> | No24と同様。 |
| 292 | <p>【入札説明書/p2/3(2)】 提出する特定建設業の許可の写しについては、建設業許可通知書に限定されるでしょうか。それとも、建設業許可証明書の写しを提出しても認めていただけるでしょうか。</p> | 原則は通知書ですが、やむを得ない場合は証明書でも可とします。 |
| 293 | <p>【入札説明書/p2/3(5)】 配置予定の技術者は複数名を申請することができる（ただし、3人を限度とする）とありますが、共同企業体で参加する場合は、共同企業体全体で3人が上限と考えてよろしいでしょうか。それとも、各構成員ごとに3人まで申請できると考えてよろしいでしょうか。どちらかご教示ください。</p> | No. 2と同様。 |
| 294 | <p>【入札説明書/p2/3(5)】 「施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事实績証明書、契約書(写)及び仕様書(写)等実績を証明できる書類を添付すること」とありますが、工事实績証明書に代わる書類として、CORINS登録情報、図面、設計書等で実績が証明できれば、工事实績証明書の添付は不要となりますでしょうか。</p> | No19と同様。 |
| 295 | <p>【入札説明書/p4/9(1)/イ(ア)】 入札保証金納付の免除を受けるため保険会社との間に締結する入札保証保険契約の保険金額については、入札金額（消費税含む）の100分の3以上の額とすればよいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。 |
| 296 | <p>【入札説明書/p4/9(1)/イ(ア)】 入札保証保険証券に記載する工期については、技術提案書作成要領に記載されている「工程計画作成にあたっての工期の始期（令和6年10月15日）」から、令和9年3月31日まで、と考えてよろしいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。 |
| 297 | <p>【様式1】 様式1（申請書）と併せて提出する返信用封筒については、①～③工事のうち、参加する工事ごとに用意する、という理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。 |
| 298 | <p>【様式1】 【様式8】 様式1（申請書）に記載する「作成担当者」と、入札書を入れた封筒に貼付する様式8に記載する「担当者」とは、同一人とすべきでしょうか。</p> | 必ずしも同一人である必要はありません。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 299 | <p>【様式3】 特定建設工事共同企業体名称を付けるにあたり規定はあるでしょうか。 例 1) 企業体名：〇〇建設（株）・（株）〇〇建設 特定建設工事共同企業体 2) 企業体名：〇〇・〇〇 特定建設工事共同企業体</p> | 名称のつけ方について特に規定はありません。 |
| 300 | <p>【様式7-1】 入札書に記載する日付については、入札書の発送日を記載したらよいでしょうか。それとも、開札日を記載したらよいでしょうか。ご教示ください。</p> | どちらでも可。なお、入札心得第6条第1項第5号を確認願います。 |
| 301 | <p>【様式11-1】 入札保証金納付免除申請書（様式11-1）には申請者の代表者印の押印が必要でしょうか。また、申請書および添付書類の提出方法は、郵送または持参のどちらか指定がございますでしょうか。</p> | 代表者印の押印は不要です。提出は、郵送でも持参でも構いません。 |
| 302 | <p>【入札説明書/p2/3(5)】 【様式4】 様式4に記載する施工実績と配置予定技術者の施工経験とが同一工事の実績である場合、施工実績の内容を証明する添付資料と、配置予定技術者の施工経験の内容を証明する添付資料とで重複する資料がございますが、そのような資料については1部のみ添付することで、施工実績と配置予定技術者の施工経験を証明する資料を兼ねるものと認めていただけでしょうか。</p> | 施工実績と配置予定技術者の施工経験とが同一工事の実績である場合であっても、資料はそれぞれに用意願います。 |
| 303 | <p>帰還困難区域における特殊勤務手当は受注後の協議とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> | No. 65と同様。 |
| 304 | <p>帰還困難区域における特殊勤務手当を当初よりお見込む場合はどちらの項目へお見積りすればよろしいでしょうか。</p> | No. 65と同様。 |
| 305 | <p>特殊勤務手当を当初よりお見込みした場合、呼吸用保護具算出上の対象額へ含めてよろしいでしょうか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 306 | <p>特記仕様書に”旧基準で設計積算を行っているため協議により積算基準の変更（旧基準→新基準）とする。”とございますが現場管理費率においても旧基準を使用していると判断してよろしいでしょうか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 307 | <p>設計労務単価においても旧年度の単価を使用していると判断してよろしいでしょうか。もしくは令和6年度3月より適用する新設計労務単価を使用していますでしょうか。</p> | No. 105と同様。 |
| 308 | <p>土木事業単価表「令和6年3月15日一部改正版」において「非公表」とされている単価は当物件において公表された採用単価表に記載の建設物価No. 1304および積算資料No. 1506の単価で設計価格が採用されていますでしょうか。</p> | お答えできません。 |
| 309 | <p>建築関係事業単価表「令和6年3月15日一部改正版」において黒塗り記載されている単価は当物件において公表された採用単価表に記載の建設物価No. 1304および積算資料No. 1506の単価で設計価格が採用されていますでしょうか。</p> | No.308と同様。 |
| 310 | <p>採用施工歩掛において岩区分Bの施工内訳表を公表いただいておりますが、生コンクリートに含まれる高炉セメント割増分および帰還困難区域割増分も雑材料（その他材料）の率の対象に含みますでしょうか。</p> | No. 43と同様。 |
| 311 | <p>建設機械運搬費の貨物自動車運搬費に1台と数量がございますが往復分をお見込みすればよろしいでしょうか。</p> | No. 215と同様。 |
| 312 | <p>公表いただいております積算数量等においてスライドセントルの巻立施工延長は記載がございます。防水作業台車においても使用延長を公表いただけませんかでしょうか。</p> | No. 46と同様。 |
| 313 | <p>特記仕様書 「避難指示区域内で工事・測量業務を行う場合等の積算基準」について 今回の3件の工事は、「適用範囲」に該当しますでしょうか。また該当する場合、「基準」「その他」に記載されている項目に関しては、別途協議と考えてよろしいでしょうか。</p> | 該当します。協議の対象とします。 |
| 314 | <p>トンネル機械、仮設材等の返納時のセルフスクリーニング費用は、別途協議と考えてよろしいでしょうか。</p> | 協議の対象とします。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 315 | <p>【様式4】 様式4に記載する、配置予定技術者の施工経験において「果たした役割」については、具体的にどのような内容を記載したらよいでしょうか。例えば、監理技術者としての施工経験であれば、「工程管理」や「施工従事者の指導監督」などと記載したらよいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。 |
| 317 | <p>労務単価について、1の方と2の方の週休2日補正後の単価は整数止めでの計上でしょうか、その場合少数以下の値は①切捨て ②切上げ ③四捨五入 の内どの考え方なのでしょうか、その他の考え方場合は詳細をご教示願います。</p> | No. 128と同様。 |
| 318 | <p>防水作業台車の損料対象延長について、スライドセントルと同様の延長にて損料を算出されていると思われませんが、防水工は坑門部には無く設計書にも対象数量が無いため坑門分の延長損料が不足している事になっていきます変更協議の対象と理解すればよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | No. 46と同様。 |
| 319 | <p>呼吸用保護具等費用について、対象金額の算出に際し、鏡吹付施工労務費(率)の金額は考慮頂いているのでしょうか、基準書には対象金額に含める旨の記載がありますが、当初含まれていない場合変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> | No. 209と同様。 |
| 323 | <p>入札公告第2項「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」(1)のクおよびケおよびコに関して、施工実績、施工経験それぞれの要件は令和6年6月28日時点を基準日としておりますが、例えば、基準日から過去15年以内等の要件は求められていないとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | No.287及びNo.288と同様。 |
| 324 | <p>入札説明書9「入札保証金及び契約保証金」(1)イの(ア)「入札に参加をしようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。」とございますが、この場合の保険金額は入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の何(何パーセント)以上の金額とすればよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | No.295を参照願います。 |
| 325 | <p>様式4、共同企業体構成員表の「3. 配置技術者の資格・工事経験」の(注)に施工経験を確認できる書類にCORINS登録情報等と記載がありますが、「2. 施工実績」の(注)にはCORINS登録情報との記載はありません。工事实績証明書としてCORINS登録内容確認書を提出でもよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | No.19を参照願います。 |
| 326 | <p>落札決定基準の2項、3. 総合評価の方法(2)加算点(b)技術提案の注2「それぞれの指定テーマに対する技術提案は、複数の対策を記述してよい。」とありますが、1つの問題・課題に対して複数の対策を記載してよろしいのでしょうか。それとも、複数の問題・課題に対し、それぞれ複数の対策を記載してよろしいのでしょうか。ご教示ください。</p> | No. 96と同様。 |
| 327 | <p>技術提案書作成要領、3 提案様式の記載にあたっての留意事項において、様式2(その1)は3枚以内で記載することとありますが、3件の工事に関する工程を3枚以内に記載するのでしょうか。それとも、3件それぞれを3枚以内(合計9枚以内)で記載するのでしょうか。ご教示ください。</p> | No. 1と同様。 |
| 328 | <p>本工事は帰還困難区域で作業を行う工事であるため、作業従事者に対し特殊勤務費の支給が必要と考えますが、掘削した坑内での作業についても同様の取扱いと考えてよろしいでしょうか。 また坑内については帰還困難区域外とする場合は、帰還困難区域とその区域外での作業が混在する場合として4時間未満の作業として取扱いとしてよろしいでしょうか。ご教示ください。。</p> | No. 65と同様。 |
| 329 | <p>準備工を含み、表面の土壌及び表土より10センチ程度までの土壌を取り扱う場合は特定汚染土壌取扱業務に該当し、当該業務のガイドラインに沿った装備及び放射線管理が必要との認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | 放射性物質濃度が高い土壌の発生は見込んでいませんが、特定汚染土壌取扱業務に該当する場合は貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 330 | <p>上記で発生した土壌についてはリター層を含むため放射性物質濃度が高いことが見込まれます。特記仕様書P15にある搬出先と搬出可能とする放射線濃度の上限値についてご教示ください。</p> <p>また搬出作業におけるフレキシブルコンテナ封入及び輸送時の汚染飛散防止・荷台からの漏水防止措置は必要との認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>放射性物質濃度が高い土壌の発生は見込んでいませんが、状況に応じて協議の対象とします。</p> <p>※質問事項「上記」→質問番号329</p> |
| 331 | <p>「特記仕様書P22 第31章 その他」および付随の「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準」では、特定線量下の作業について「工事等の放射線障害防止措置に係る費用の積算について」に基づく旨記載があります。</p> <p>本工事は帰還困難区域内のため、高線量が容易に想定されます。</p> <p>上記「工事等の放射線障害防止措置に係る費用の積算について」に示される、特殊勤務手当、時間的制約を受ける作業の労務単価の見直し、放射線障害防止措置（線量の測定、防護具、労働者の教育、線量の管理、健康診断等）について、金抜き設計書には該当する項目・数量が計上されていませんが、これらは設計変更と考えるてよろしいでしょうか。</p> <p>また、工事特有の基準で想定していない放射線障害防止措置に必要な設備・機器についても、設計変更対象と考えるてよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>No. 45と同様。</p> <p>No. 313と同様。</p> |
| 338 | <p>1号・2号トンネル坑口部の用地買収範囲 境界杭の位置、座標 についてご教示願います。</p> <p>1) 用地境界杭は現地に設置されていると考えてよろしいでしょうか。また、仮設工事で使用できる範囲は、用地買収範囲と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2) 用地買収の範囲をご提示願います。</p> <p>3) 国有保安林部について貸付契約箇所での施工となると特記仕様書に記載がございます。貸付契約箇所のご提示願います。</p> <p>4) 周辺工事：23-41370-0295 道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）での用地買収範囲と保安林解除範囲をご提示願います。</p> | <p>1) 用地境界杭は設置しています。仮設工事で使用できる範囲は、施工範囲のほか、参考図・仮設備配置図のとおりです。</p> <p>2) 受注後、必要な情報を提供します。</p> <p>3) No. 285を同様。</p> <p>4) No. 233を同様。なお、工事用道路は保安林区域外です。</p> |
| 339 | <p>技術提案書様式3につきまして（具体的な数値、略図、提案理由、施工実績、標準案との違い、提案内容詳細、提案範囲等があれば記入する）と表記がありますが様式内の表記についてご教示願います。</p> <p>1) 略図内に文字記載不可でしょうか。文字記載が可である場合、フォントの指定はありますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2) 略図に文字記載が可である場合、表による表記は不可でしょうか。ご教示願います。</p> | <p>1) 略図内に文字を記載することは可能です。許容最小文字を満足できれば字体は指定しません。</p> <p>2) 表による表記は可能です。</p> |
| 340 | <p>技術提案書作成要領の「様式2（その1）については、表内の幅等を変更し、3枚以内で記載してください。」と記載されておりますが、①工事②工事③工事全ての工程計画を3枚以内で記載するのででしょうか。もしくは3枚×3工事分の9枚で記載するのででしょうか。ご教示願います</p> | <p>No. 1と同様。</p> |
| 341 | <p>特記仕様書 第11章11 1) について、「工事区域内の用地確保が一部未了」と記載されております。国有地・県有地・民地等の区別と具体的な場所をご教示願います。</p> | <p>No. 285と同様。</p> |
| 342 | <p>様式3技術提案についてご教示願います。</p> <p>1) 欄内表記の【問題・課題】の上に空欄の行がありますが、削除してもよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2) 欄内のフォントが10.5ポイントですが、許容最小文字の大きさに合わせて10.0ポイントに変更してもよろしいでしょうか。</p> <p>3) 外枠の大きさを変更せず、内側の行数・行間隔を変更しても良いでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>いずれも可能です。</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 343 | <p>特記仕様書第11章3について、関連工事は①工事、②工事、③工事のいずれかの記載のみとなっております。下記の周辺工事は今回3工事に関連がないものとして着手が可能なのかご教示願います。</p> <p>23-41370-0295 道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）工期：R6年11月</p> <p>23-41370-0339 道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁下部）工期：R6年12月</p> <p>23-41370-0341 道路橋りょう整備（再復）工事（法面）工期：R7年2月</p> <p>23-41370-0295 道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）工期：R7年1月</p> | <p>特記仕様書を訂正し、訂正公告を行います。</p> <p>現場着手は可能です。</p> |
| 344 | <p>仮設備ヤードについて、工期開始から当該区域を使用できるとしてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 345 | <p>特記仕様書第29章について、「三者協議会実施要領の対象工事」の記載がありますが、三者協議会の内容・頻度についてご教示願います。</p> | <p>必要に応じて実施します。</p> |
| 346 | <p>数量総括表に準備工（伐採・造成）がありませんが、坑口前のヤード整備において準備工（伐採・造成）が必要となった場合は、別途協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>協議の対象とします。</p> |
| 347 | <p>数量総括表について、防塵対策工（タイヤ洗浄装置）が計上されておりますが、設置場所の指定や条件があるのでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>指定や条件はありません。</p> |
| 348 | <p>特記仕様書第1章3について、県の絶滅恐れがある野生生物の生息区域となっておりますが、対象となる野生生物及び施工上の制約や条件がありますでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>No. 67と同様。</p> |
| 349 | <p>特記仕様書について、「トンネル専門技術委員会」の記載がございませんが、支保パターンや補助工法の採用基準の決定等についてトンネル専門技術委員会は設置していただけるのでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>設置する予定です。</p> |
| 350 | <p>特記仕様書 第31章その他にCM業務の受注者が関与する工事と記載があります。施工上どのような対応や関与が想定されるのかご教示願います。</p> | <p>CM業務共通仕様書を確認願います。</p> |
| 351 | <p>公道(国道、県道、町道)の損傷の復旧費は別途協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>協議の対象とします。</p> |
| 352 | <p>①工事及び②工事にて共用する工事用道路の損傷時の復旧費用は別途協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>協議の対象とします。</p> |
| 353 | <p>工事に伴う仮設用地の調達に要する費用は別途協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>参考図・仮設備配置図の範囲にて施工可能と考えています。なお、現場条件等によっては協議の対象とします。</p> |
| 359 | <p>入札説明書 3 入札に参加する者に必要な資格の確認の中で、確認申請書等は、希望する全ての工事に提出することとあります。これは、3件すべて応札する場合、一般競争入札参加資格申請書（様式1）は該当工事にチェックを入れて作成し、それぞれに同じ添付資料（会社概要、特定建設業の許可の写し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値の写し、共同企業体協定書の写し、共同企業体構成員表、委任状、技術提案書）を合わせ、工事ごとにそれぞれ2部提出するという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>No20を参照願います。</p> |
| 360 | <p>本工事において、土木工事標準積算基準は下記の内どれが適用されるのでしょうか。ご教示ください。</p> <p>①令和5年10月1日</p> <p>②令和5年10月1日（令和6年4月1日一部改訂）</p> <p>③その他</p> | <p>No. 38と同様。</p> |
| 361 | <p>週休2日補正モデル工事の工事費の補正について、市場単価に週休2日補正係数をかけた後に端数処理はしないのか、有効3桁にするのか、ご教示ください。</p> | <p>No. 378と同様。</p> <p>端数処理については、「土木工事標準積算基準 I 2 ① 2」のとおりです。</p> |
| 362 | <p>【避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準】の適用について、特記仕様書(p42/46)『【その他】5 特記仕様書への記載例』が本工事の特記仕様書に記載されていないので、適用されないとの考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>No.313と同様。</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| 363 | 生コンクリート単価に対して、帰還困難区域加算額が別途計上されていますが、労務単価に関して【避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準】の帰還困難区域の特殊勤務手当の加算の項目(別途計上)がありません。労務単価に関しては帰還困難区域の特殊勤務手当の加算は行わない考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 65と同様。 |
| 364 | 上記の質問において、帰還困難区域の特殊勤務手当を加算する際、【避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準】表1の帰還困難区域の屋外(4時間以上)の特殊勤務手当(費用)を加算すればよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 ※質問事項「上記」→質問番号363 |
| 365 | 【避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準】を適用する場合、表1の帰還困難区域の特殊勤務手当を加算する際において、週休2日の労務補正について下記の内どれが適用されるでしょうか。ご教示ください。 ①設計労務単価×1.05(4週8休補正)+加算額 ②(設計労務単価+加算額)×1.05(4週8休補正) ③その他 | ②です。 |
| 366 | 【避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準】を適用する場合、表1の帰還困難区域の特殊勤務手当を加算する際において、トンネル工事における2交替労務の補正について下記の内どれが適用されるでしょうか。ご教示ください。 ①設計労務単価×(1+0.0625α)×1.05(4週8休補正)+加算額 ②(設計労務単価+加算額)×(1+0.0625α)×1.05(4週8休補正) ③その他 | ③です。 (設計労務単価×(1+0.0625α)+加算額)×1.05(4週8休補正) |
| 367 | 【避難指示区域内で工事を行う場合等の積算基準】を適用し、労務単価に表1の帰還困難区域の特殊勤務手当を加算した場合、トンネル工事の歩掛を例にすると、鏡吹付施工労務費や呼吸用保護具等費用に特殊勤務手当を加算したトンネル労務費が反映されるとの考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおり。 |
| 368 | 採用単価表 F0000 電力料 高压S(その他季)には、燃料調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮されていないとの考えでよろしいですか。考慮されていない場合は、契約後の変更協議対象との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 108と同様。 変更の対象ではありません。 |
| 369 | 生コンクリート冬期加熱費計上区分について、①②③工事においては、計上していないと考えてよろしいでしょうか。計上しているものがある場合は、各工事での工種をご教示ください。 | No. 203と同様。 |
| 370 | 電力設備の電線の単価を物価資料から採用する場合、設計資材単価等決定基準の端数処理方法に記載の通り1,000円未満の場合は、2誌平均する際に1円未満は切捨てと考えてよろしいでしょうか。また、それらに損率を乗じた際に、1,000円未満であった場合は、再度1円未満切捨てという事になるのでしょうか。もしくは、小数点第2位以下を切り捨てるのでしょうか。ご教示ください。 | No. 205と同様。 |
| 371 | 採用施工歩掛 施工内訳表は3工事とも同じものが共有されていると思われます。2.岩区分B(設計掘削断面積65m ²)の歩掛のみ諸雑費(その他材料)が1%記載されており、その他の断面積では諸雑費(その他材料)の記載がありません。公表とおりでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 設計書を訂正し、訂正公告を行います。 |
| 372 | トンネル工(発破工法)掘削・支保工のCⅠ・CⅡ-b・DⅠ-b・CⅠ-L・CⅡ-L・DⅢaでは、鏡吹付工の施工がある歩掛となっていますが、BおよびB-Lにおいては、鏡吹付工の施工が無しの歩掛となっています。公表とおりの歩掛で積算し、契約後の変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 373 | トンネル用濁水処理設備にて発生する泥土について、泥土運搬は計上されていますが、処分費が計上されておられません。契約後の変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 374 | 施工 第0-0007号表 吹付コンクリートの歩掛について、端数処理の諸雑費が計上されませんが、計上されないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 375 | 施工 第0-0008号表 ロックボルトの歩掛について、端数処理の諸雑費が計上されませんが、計上されないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 376 | 覆工コンクリート等の各パターンにて、高炉セメントB種使用割増額およびコンクリート加算額（帰還困難区域）が計上されていますが、生コンクリートとナトム工法用シートと同様に諸雑費（その他材料）の率の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 43と同様。 |
| 377 | 水平排水材（半透水タイプ、ヒ付き不透水シート）厚50mm×幅250mm TT374の出典は以下のいずれかご教示ください。 ①物価資料2誌平均 ②建設物価1誌 ③積算資料1誌 | No. 308と同様。 |
| 378 | 週休2日補正モデル工事の工事費の補正について、市場単価に週休2日補正係数をかける算出方法は下記のうちどれでしょうか。ご教示ください。 ①市場単価×週休2日補正×施工条件係数 ②市場単価×週休2日補正を端数処理後に施工条件係数を乗じる ③市場単価×施工条件係数を端数処理後に週休2日補正を乗じる ④その他 | ②です。 |
| 379 | 避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準にて、2 時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増は、各工種（トンネル掘削工、坑門工の作業土工など）において作業時間が設定され、補正率が決められると思われまます。補正率は、基準に記載の『ア 制約を受ける時間が7時間/日超～7.5時間/日以下の場合：1.06、イ 制約を受ける時間が4時間/日以上～7時間/日以下の場合：1.14』もしくは、8時間労働の補正率1.00が考えられます。 ①②③工事のそれぞれの工種における作業時間および補正率をご教示ください。 | No. 45と同様。 |
| 481 | 「技術提案書作成要領」について 「2 技術提案書の提出資料」の2行目後半に記載の「技術提案にあたっては、参加する工事の有無に関係なく、3件の工事に共通する内容とすること。」と書かれていますが、「技術審査書（様式2（その1～その5））」の記載内容もこれに該当しますか。また、該当する場合でも、上記「共通する内容」には、実施数量やそれに伴う効果の違いは含まれない、と考えてよいですか。 | No. 225と同様。 ただし、実施数量については「共通する内容」には含まれません。 |
| 482 | 様式1（一般競争入札参加資格確認申請書）ですが、□へのチェックは工事毎に行い、3つの工事全ての入札を希望する場合は申請書が3つ必要となり、また提出書類もそれぞれ2部ずつの計6部必要との事よろしいでしょうか？ | No20を参照願います。 |
| 483 | 様式3（特定建設工事共同企業体協定書）ですが、こちら□へのチェックが必要となっております。全ての□にチェックを入れれば協定書の提出は1つでよろしいのでしょうか？それとも工事毎に□にチェックを入力し、3つの工事全ての入札を希望する場合は、協定書は3つ必要となるのでしょうか？ | No85を参照願います。 |
| 484 | JV構成員からJV代表者への委任状（任意様式）ですが、共同企業体協定書が工事毎となる場合は、委任状もそれぞれ必要となるのでしょうか？1枚の委任状に3つの工事全ての権限を委任するとの記載があれば、どれか1つの工事に本書を添付し、後は写しの添付でもよろしいのでしょうか？ | No20を参照願います。 |
| 485 | 様式1（技術提案書）ですが、こちら□へのチェックが必要となっております。工事毎に□へチェックを入力しそれぞれ様式1（技術提案書）の提出が必要となるのでしょうか？それとも□全てにチェックを入力し1枚の提出でよろしいのでしょうか？ なお、様式1（技術提案書）の提出が工事毎に必要な場合は、様式2（技術審査書）と様式3（技術提案書）はそれぞれの工事毎に提出が必要となるのでしょうか？ | No20を参照願います。 |
| 486 | 帰還困難区域内での工事のため、時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増しが適用になると考えられますが、通勤移動は片道何分を想定されていますでしょうか。 | ①②工事は片道10分、③工事は片道3分としています。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 487 | 帰還困難区域内での工事のため、労務単価に特殊勤務費が加わると考えられますが、特殊勤務費は屋外と屋内で支給額が違います。トンネル主体の工事であることから、屋内の支給額になると考えてよろしいでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 488 | トンネルの月進量について、標準積算では時間当たり作業量×16時間×20.4日/月で算出されると思いますが、帰還困難区域では実作業時間が少ないため、標準積算の月進量より少なくなると思われます。金抜設計書は標準積算の歩掛りとなっていますので、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 | 協議の対象とします。 |
| 489 | 小型うず巻ポンプ等の損料補正（交替作業の補正）について、積算数量等の5.機械損料補正表に示された補正は、機械損料算定表の運転日当り損料のみに行うと考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 490 | 1掘進長の変更は可能でしょうか（例えば、Bパターンで2.0mを3.0m）。 | 変更は出来ません。 |
| 498 | 特記仕様書P22-第31章その他の記載で特定線量下業務に該当する場合は「工事等の放射線障害防止措置に係る費用の積算について」に基づき、変更の対象とするとの記載があります。当初積算では帰還困難区域等における特殊勤務費等は計上しておらず、変更対象と理解してよろしいでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 499 | ・労務単価は、令和6年3月公表のものでよろしいでしょうか。 | No. 105と同様。 |
| 500 | ・現場管理費は、時間外労働規制適用を踏まえ、現場管理費率のかさ上げを行っているのでしょうか。（技術管理課のお知らせに記載のある、令和6年4月1日から改定する内容） | No. 38と同様。 |
| 501 | ・被災地補正施工パッケージ（復興歩掛）は廃止されていると考えてよろしいでしょうか。（同上） | No. 60と同様。 |
| 502 | ・建設機械等損料算定表の東日本大震災の被災地補正は廃止されていると考えてよろしいでしょうか。（同上） | No. 44と同様。 |
| 503 | ・土木工事標準積算基準書は、令和5年10月1日（令和6年4月1日一部改正）を採用されていると考えてよろしいでしょうか。 | No. 38と同様。 |
| 504 | 施工単価表内において特殊勤務費は、労務単価とは別行で追加加算されると考えてよろしいでしょうか。その場合、金抜設計書は差替になるのでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 505 | 特殊勤務費は、施工単価表ごとに計上される諸雑費等（労務費の率分）の対象になると考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 506 | 労務単価そのものに特殊勤務費を加算し、新単価となった場合、特殊勤務費加算分の金額も諸雑費等（労務費の率分）の対象になると考えてよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 507 | 特殊勤務費は、施工単価表ごとに計上されるのではなく、本工事費内訳書にて総人数分を1行追加項目とされるのでしょうか。その場合、金抜設計書は差替になるのでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 508 | トンネルの坑内作業においても特殊勤務費が加算されると考えてよろしいでしょうか。その場合の特殊勤務費は「屋内」と考えてよろしいでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 509 | トンネルの坑外作業においても特殊勤務費が加算されると考えてよろしいでしょうか。その場合の特殊勤務費は「屋外」と考えてよろしいでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 510 | 特殊勤務費加算金額には、4週8休以上の補正が掛かると考えてよろしいでしょうか。 | No. 365と同様。 |
| 511 | 土木工事標準積算において、現場管理費率は「令和6年3月29日土木工事標準積算基準等を一部改正（令和6年4月1日適用）」を適用していると考えてよろしいでしょうか。 | No. 38と同様。 |
| 512 | 令和5年11月30日時点で当工事は避難指示が継続している帰還困難区域となっています。特記仕様書 避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準によれば、時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増を行うとなっています。当初設計書において、対象となる工種及びその補正率をお教えてください。 | No. 45と同様。 「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準」を確認願います。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 513 | 6月11日の回答書11に「労務単価について当初設計から帰宅困難区域として、特殊勤務費が加算されていると考えてよろしいのでしょうか。」の質問に対して「貴見の通りです。」と記載されております。採用されている労務単価については下記の考え方で考えてよろしいでしょうか。 例) 普通作業員労務単価 23,100円+6,600円(特殊勤務費)=29,700円 トンネル世話役(1の方と2の方の平均)労務単価 48,490円+6,600円(特殊勤務費)=55,090円 | 貴見のとおりです。 |
| 514 | 市場単価並びに標準単価は特殊勤務を考慮した単価にはなっていないと考えてよろしいでしょうか。 | 考慮していません。 協議の対象とします。 |
| 515 | 電力料に燃料費等調整単価並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。 | No. 108と同様。 |
| 516 | 入札説明書P2 3 (5)において「施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事実績証明書、契約書(写)及び仕様書(写)等実績を証明できる書類を添付すること。」と記載されていますがコリンズ登録の写しは実績を証明する書類として認めていただけますか。またコリンズ登録の写しが認められた場合はコリンズ登録の写しのみの提出でもかまいませんか。 | No19と同様。あわせてNo27も参照願います。 |
| 517 | 入札説明書P2 3 (5)ウにおいて「技術者の施工経験を確認できる書類(CORINS登録情報等、図面、仕様書、施工証明書等)の写し」と記載されていますが施工経験が確認できると判断できればコリンズ登録情報のみの提出でもかまいませんか。 | No27と同様。 |
| 518 | 避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準による、帰還困難区域の特殊勤務費の加算および時間的制約を受ける作業の補正割増しを行い、週休2日補正を行う場合、労務単価は下記のうちどれでお考えでしょうか。③の場合は、算出方法をご教示ください。 ①(設計労務単価+特殊勤務費)×時間的制約補正率の時点で1の位を四捨五入し10円単位とした後に週休2日補正を乗じて、再度1の位を四捨五入し10円単位とする。 ②(設計労務単価+特殊勤務費)×時間的制約補正率×週休2日補正した後に1の位を四捨五入し10円単位とする。 ③その他 | ②です。 |
| 519 | 避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準による、帰還困難区域の特殊勤務費の加算および時間的制約を受ける作業の補正割増しを行い、週休2日補正を行う場合、トンネルの2交替労務単価は下記のうちどれでお考えでしょうか。⑥の場合は、算出方法をご教示ください。 ①(設計労務単価+特殊勤務費)×時間的制約補正率の時点で1の位を四捨五入し10円単位とした後に、2交替補正を反映し2度目の1の位を四捨五入し10円単位とし、さらに週休2日補正を乗じて3度目の1の位を四捨五入し10円単位とする。 ②(設計労務単価+特殊勤務費)×時間的制約補正率に2交替補正を反映した時点で1の位を四捨五入し10円単位とし、さらに週休2日補正を乗じて2度目の1の位を四捨五入し10円単位とする。 ③設計労務単価に2交替補正を反映した時点で1の位を四捨五入し10円単位とし、特殊勤務費を加算した後に時間的制約補正率を乗じて2度目の1の位を四捨五入し10円単位とし、さらに週休2日補正を乗じて3度目の1の位を四捨五入し10円単位とする。 ④(設計労務単価+特殊勤務費)に2交替補正を反映した時点で1の位を四捨五入し10円単位とした後に、時間的制約補正率を乗じて2度目の1の位を四捨五入し10円単位とし、さらに週休2日補正を乗じて3度目の1の位を四捨五入し10円単位とする。 ⑤(設計労務単価+特殊勤務費)×時間的制約補正率に週休2日補正に2交替補正を反映した後に1の位を四捨五入し10円単位とする。 ⑥その他 | ⑥です。 「特殊勤務費、時間的制約及び4週8 休補正単価算出表」を確認願います。 |
| 520 | 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)において、避難指示区域内による労務補正が行われた労務単価が諸雑費率の対象の場合でも、そのまま諸雑費率を乗じる考えでよろしいでしょうか。異なる場合は、算出方法をご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 521 | 技術提案書類作成にあたり、技術審査書 様式1 (その1) ~ (その5) の黄色網掛け、及び技術提案様式3のピンクの網掛けを削除してもよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 技術審査書様式2 (その1) ~ (その5) 及び技術提案様式3について、網掛けを削除することを可とします。 |
| 522 | 様式1の文書内に「下記の書類を添えて」とありますため、入札説明書P2 3(1)~(6)の添付書類を明記して作成します。実際添付書類を明記すると、下方の注意事項は2枚目にずれますが良いでしょうか。注釈を削除するか、空白部分の幅を変更して1枚とするのが良いか、ご教示ください。 | 注の削除、幅の変更どちらでも可。 |
| 529 | 6月11日付回答 11番に「労務単価について当初設計から帰宅困難区域として、特殊勤務費が加算されている」旨ありますが、特殊勤務手当については週休二日補正対象に含まれているでしょうか。 | No. 365と同様。 |
| 530 | 市場単価、標準施工単価に係る労務に関して、特殊勤務手当を含む労務単価に基づく単価ではないことから、これらの労務に該当する特殊勤務手当は設計変更対象でしょうか。 | No. 514と同様。 |
| 531 | 採用単価表には物価資料の号数および掲載月(3月)が記載されています。市場単価および市場単価は季刊誌掲載ですが、2024年冬号(1月号)と考えて良いでしょうか。 | No. 106と同様。 |
| 532 | 覆工コンクリート・防水工の「覆工コンクリート等」の施工内訳表において、コンクリート加算額(帰還困難区域)についても諸雑費(その他材料)率の対象に含まれると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。 | No. 43と同様。 |
| 533 | 労務単価に加算する特殊勤務費は、全工種(昼夜2交代単価および昼間単価とも)6,600円(従事時間≧4時間)と考えて宜しいでしょうか。 | No. 65と同様。 |
| 534 | 特殊勤務費は労務単価に週休二日補正を乗じたあとに加算するものと考えて宜しいのでしょうか。ご教示願います。 | No. 365と同様。 |
| 535 | 労務単価に時間的制約を受ける補正割増しは含まれていないと考えてよろしいでしょうか。含まれる場合は補正割増し率をご提示願います。その場合、労務単価に特殊勤務手当を加えた金額に補正割増しを行うと考えればよいのでしょうか。以上、ご教示願います。 | No. 45と同様。 貴見のとおりです。 |
| 15 | 押え盛土(ソイルセメント)の仕様強度をご教示願います。また、実施工時は配合試験で添加量を決定するため、現設計の添加量を開示願います。 | 仕様強度は1.0~1.5N/mm ² 、当初設計添加量は5t/100m ² です。 |
| 16 | 金抜き設計書において、セメントは高炉B(バラ物)となっていますが、固化材セメント系一般軟弱土用フレコンの記載もあります。どちら正となるのでしょうか。ご教示願います。 | 高炉B(バラ物)です。 |
| 46 | 積算数量等 4. 機械損料算出表について、標準部、非常駐車帯部ともに、巻立施工延長=1441m、104mとそれぞれ記載されていますが、スライドセントル、防水作業台車のそれぞれの対象延長も、記載の通り1441m、104mと考えてよろしいでしょうか。 | 設計書を訂正し、訂正公告を行います。 |
| 83 | 施工 第0-0101号表 安定処理工の固化材100m ² 当りの使用量は5tと考えて宜しいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 139 | ・機械損料の補正について、豪雪地域補正は適用外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 140 | ・現場管理費率の補正について、冬期率補正の対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 141 | ・本工事において、トンネル特記仕様書の「特殊勤務費」は、数量総括表等の公告資料より「帰還困難区域」を対象としていると考えますが、特殊勤務費は施工内訳表の各労務単価に加算されているのでしょうか。もしくは「特殊勤務費」は、すべて工事契約後の協議事項でしょうか。ご教示願います。 | No. 65と同様。 |
| 142 | ・本工事において、トンネル特記仕様書の「時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し」の補正は、公告資料等から判断することができません。「時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し」は施工内訳表の各労務単価を補正しているのでしょうか。補正している場合の補正率をご教示願います。もしくは「時間的制約を受ける作業の労務単価等の補正割増し」は、すべて工事契約後の協議事項でしょうか。ご教示願います。 | No. 45と同様 |

| | | |
|-----|---|---------------------------|
| 143 | ・本工事費内訳表一頁0-0030について、「吸引ダクトシステム φ1700 100m」は、全損と考えてよろしいでしょうか。本工事で計上する損料率について、ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 144 | ・施工内訳表一施工 第0-0136号表について、「フリッカ設備供用損料 1300kvar」は、全損と考えてよろしいでしょうか。本工事で計上する損料率について、ご教示願います。 | 損料率を考慮した単価を採用単価表に掲載しています。 |
| 145 | ・本工事費内訳表一頁0-0037について、「六価クロム溶出試験」は、現場管理費率および一般管理費率の対象額から控除すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 146 | ・施工内訳表一施工 第0-0135号表（高圧受電設備）において、電気通信技術者が計上されていますが、現場管理費率および一般管理費率の対象額から控除しないと考えるとよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 147 | ・生コンクリート冬期割増額について、本工事においては計上していないと考えるとよろしいでしょうか。計上している工種がありましたら、その工種をご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 148 | ・1号トンネルの帰還困難区域における生コンクリート単価の加算額について、「1m3当たり5,500円」と考えるとよろしいでしょうか。加算額についてご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 149 | ・施工内訳表一施工 第0-0032号表（覆工コンクリート等(B)[60]）について、「高炉セメントB種使用割増額 18」の金額は、雑材料（その他材料）の率の対象と考えるとよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 43と同様。 |
| 150 | ・施工内訳表一施工 第0-0032号表（覆工コンクリート等(B)[60]）について、「コンクリート加算額 帰還困難区域」の金額は、雑材料（その他材料）の率の対象と考えるとよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 43と同様。 |
| 151 | ・施工内訳表一施工 第0-0005号表（吹付プラント設備運転）について、「1週当り運転日（上記合計）」と記載されています。一方、吹付プラント設備以外のトンネル施工機械は、「1週当り運転日（上記合計×5）」となっています。吹付プラント設備についても1週当り5日分が計上されていると理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 39と同様。 |
| 152 | ・施工内訳表一施工 第0-0174号表（硬質塩化ビニール管 一般管）について、「給水設備の1現場当り損料率」をご教示願います。 | 土木工事標準積算基準を確認願います。 |
| 153 | ・施工内訳表一施工 第0-0182号表（硬質塩化ビニール管）について、「仮設材損料率」をご教示願います。 | No. 152と同様。 |
| 154 | 安定処理で使われている固化材100m2当り使用量をご指示願います。 | No. 15と同様。 |
| 155 | コンクリート（施工第0 -0111号表）で計上されている材料のコンクリートは、高炉ではなく、普通で宜しいでしょうか。ご指示願います。 | 高炉です。 |
| 156 | コンクリート（施工第0 -0125号表）で計上されている材料のコンクリートは、高炉ではなく、普通で宜しいでしょうか。ご指示願います。 | No. 155と同様。 |
| 157 | 励磁突入抑制装置賃料やダンプカー用泥落装置が単価公表されています。4週8休補正前の単価でしょうか？補正後の単価でしょうか？補正值と補正後の端数処理を併せてご指示願います。 | No. 214、No. 213と同様。 |
| 158 | 施工内訳表145号表に電線 絶縁ビニルシースケーブルが2年未満で計上されています。こちらの単価は、本来は、採用単価表に掲載されるものではないでしょうか。ご指示願います。 | No. 409と同様。 |
| 159 | 施工内訳表146号表で計上されている電工の数量は、記載の通り、24人で、宜しいでしょうか。指示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 216 | ①工事、②工事について、坑口への進入路となる水門口林道左沢支線は、工事期間中、一般車両も通行するのでしょうか。それとも一般車両は通行止めとなるのでしょうか。 | 一般車両は通行止めです。 |
| 217 | 採用単価表 番号60において、出典元の記載がございませんが、番号59の15%と、解釈してよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|---|--|
| 231 | 参考図【図面番号70/70 仮設備配置図】において、町道から請戸川を渡る既設の橋は、10tダンプロック相当が通行可能な橋でしょうか。 | No. 284と同様。 |
| 232 | 参考図【図面番号70/70 仮設備配置図】において、町道から請戸川を渡る既設の橋の隣に、新設の橋のようなものが記載されていますが、この橋は当工事の開始日には架設されていると考えてよろしいでしょうか。またこの橋の幅員および通行可能な車両重量をお教えてください。 | 貴見のとおりです。 また、工事に必要な資機材の運搬が可能となる橋を予定しています。 |
| 233 | 坑口に至るまでの工事用道路の図面をご提示いただけないでしょうか？ | 図面を追加し、訂正広告を行います。 |
| 247 | 含水爆薬 スラリー（坑内用）の出展元をご教授ください。 | No. 308と同様。 |
| 248 | 電気雷管（DSD・MSD 2～5段）の出展元をご教授ください。 | No. 308と同様。 |
| 249 | 電気雷管（DSD・MSD 6～10段）の出展元をご教授ください。 | No. 308と同様。 |
| 250 | 採用単価表No63 LED投光器（投光器、電球セット）について 63,000円/台は損料率（30%）を乗じる前の金額と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 251 | 採用単価表No64 照明器具について 93900円/台は損料率（20%）を乗じる前の金額と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 252 | 施工 第0 -0034号表、第0 -0037号表、第0 -0039号表、第0 -0041号表、第0 -0054号表、第0 -0057号表、第0 -0059号表、第0 -0074号表、防水工について、作業台車損料対象長をご教示願います。 | No. 46と同様。 |
| 253 | 施工 第0 -0055号表、覆工型枠について、スライドセントル損料対象長をご教示願います。 | No. 46と同様。 |
| 254 | 物価資料単価の地区について、南相馬と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 123と同様。 |
| 255 | 労務費について、令和5年度と令和6年度の構成比率の記載がありますが、令和6年度の労務単価を採用するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 105と同様。 |
| 277 | 採用単価表1ページ 番号1 電力料と番号2 基本料金は東北電力の料金を採用していますでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 278 | 採用単価表1ページ 番号1 電力料には燃料費調整額にて調整していますでしょうか。 | No. 108と同様。 |
| 279 | 採用単価表1ページ 番号2 基本料金には力率割引および割増しを行っていますでしょうか。 | 力率割引及び割増は行っていません。 |
| 280 | 特記仕様書_1号22ページ 第31章その他に旧基準で設計積算を行っているのとありますが、旧基準とは何を指していますでしょうか。 | No.38と同様。 |
| 281 | 当初工事では令和5年10月1日に発表された積算基準を採用していますでしょうか。相違あれば採用している積算基準をご教示ください。 | No.38と同様。 |
| 282 | 油圧ドリルジャンボ、コンクリート吹付機の重量は40t程度ですが1号・2号トンネルの坑口に通じる請戸川にかかる橋梁は通行可能ですか。 | No. 284と同様。 |
| 316 | 金抜設計書 施工第0-0001号表【金抜設計書】と【採用施工歩掛】の吹付コンクリート量とロックボルト数量に差異がございますがどちらを正としてお見積りすればよろしいでしょうか。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 332 | (仮称)1号トンネルと(仮称)2号トンネル間の水門口林道左沢支線の整備や、坑口周辺のヤード整備(平面図(1)に図示されている函渠工も含む)は、工事着工までに完了されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 333 | 終点側の坑口付工施工時には、1号橋は完成されており、工事で使用できるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 354 | 工事図面6より坑口処理工として終点側の施工方向が、起点側からとなっております。トンネル貫通後の坑口処理として考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 355 | トンネル工における掘削・支保工について終点側からの施工を検討することは不可でしょうか。ご教示願います。 | 不可です。 |
| 356 | 終点側周辺関連工事として（橋梁上部工事）があげられます。工期および、施工上の制約条件がございましたらご教示願います。 | No. 333と同様。 |

| | | | |
|-------------|--|---|-----------------------|
| ① 工 事 | 380 | トンネル掘削 ずり運搬工について、各支保パターンで0.5<L≤1.2kmや1.4<L≤2.2kmや2.2<L≤3.0kmなどの区間別でダンプトラック運転が計上されています。国交省基準では、片押し延長により積算されますので、当該工事でのダンプトラックの運転距離はL=1.545(坑内運搬)+0.69(坑外運搬)=2.235kmとなり、2.2<L≤3.0kmの6台になろうかとおもいます。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | 協議の対象とします。 |
| | 381 | 積算数量等(p25/80)のスライドセントルの損料額の2. 算定条件にて巻立施工延長=1,441.0mと記載されています。スライドセントルの損料対象延長は1,441.0mですが、防水作業台車の損料対象延長は1,439.7mでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 46と同様。 |
| | 382 | 防塵対策工 タイヤ洗浄装置 ダンプカー用泥落装置(賃貸料金)は採用単価表40番で見積単価が記載されていますが、見積単価には週休2日補正の係数1.04が乗じられた金額でしょうか。ご教示ください。 | No. 213と同様。 |
| | 383 | 坑門工 坑口付工 モルタル吹付 法面工(モルタル・コンクリート吹付)施工第107号の入力条件では、法枠内吹付となっており、補正係数0.8がかけられます。しかし、施工箇所は坑口部法面で法枠はありません。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | 同様の作業のため、本歩掛を採用しています。 |
| | 384 | トンネル工 仮設工 電力設備工 受電設備坑外 高圧受電設備(施工第0-0135号)において、電気通信技術者が計上されていますが、間接費の対象と考えてよろしいでしょうか。 | No. 146と同様。 |
| | 385 | 第209号の安全費 呼吸用保護具等費用の算出における対象労務費は、積算数量等の「11.呼吸用保護具の積算における総労務費」で計算されている総計①と総計②が該当し、総計①は鏡吹付施工労務費(諸雑費率分)であります。この鏡吹付施工労務費(諸雑費率分)には、帰還困難区域の加算額が含まれた労務費に率を乗じた金額が計上される認識でよろしいでしょうか。帰還困難区域の加算額が諸雑費率に含まれない場合、加算額を考慮した計上方法をご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| | 386 | 仮設工 電力設備工 受電設備坑外の励磁突入抑制装置賃貸は採用単価表54番で見積単価が記載されていますが、見積単価には週休2日補正の係数1.04が乗じられた金額でしょうか。ご教示ください。 | No. 214と同様。 |
| | 387 | 振動ローラ(舗装用・搭乗式コンパクト型) 施工 第86号表に機械賃料の補正の項目はありますが、数値は記載がありません。この補正は、トンネル工事対応補正(1.23)と週休2日賃料補正(1.04)との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| | 388 | 採用単価表 F084300 吸引ダクトシステム φ1700 100mは、全損と考えてよろしいでしょうか。本工事で計上する損料率について、ご教示ください。 | No. 143と同様。 |
| | 389 | 技術管理費 土質試験費の「六価クロム溶出試験」は、現場管理費率および一般管理費率の対象額から控除すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 145と同様。 |
| | 390 | 埋戻材の積込作業における 施工 第0-0088号表(バックホウ運転)について、「バックホウ(クローラ型) [超低騒音型] 標準バケット容量山積0.8m ³ 平積0.6m ³ 」の排出ガス対策型の規格をご教示ください。 | 土木工事標準積算基準を確認願います。 |
| | 391 | ポンプ据付撤去工における 施工 第0-0179号表(バックホウ運転(クレーン機能付))について、「バックホウ [クローラ型・クレーン機能付] 2.9t吊標準バケット容量山積0.8m ³ (平積0.6m ³)」の排出ガス対策型の規格をご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表を確認願います。 |
| 392 | 施工 第0-0124号表 土のう(仕拵・積立・撤去)について、「諸雑費5~14円」は、土木工事標準積算基準によると「諸雑費50~149」ではないでしょうか。ご教示ください。 | No. 117と同様。 | |

| | | |
|-----|---|-------------------|
| 393 | 施工 第0-0001号表 掘削等 (B) [60] L=1.2km以下の歩掛について、ロックボルト 耐力117.7kN(12t)以上3mは3.5本と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 1.岩区分B (設計掘削断面積60m ²)では、4.00本と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0001号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 394 | 施工 第0-0001号表 掘削等 (B) [60] L=1.2km以下の歩掛について、諸雑費 (その他材料) の記載がありません。公表のとおり、諸雑費 (その他材料) は計上しないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 371と同様。 |
| 395 | 施工 第0-0026号表 掘削等 (B) [60] L=1.2kmを超える歩掛について、ロックボルト 耐力117.7kN(12t)以上3mは3.5本と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 1.岩区分B (設計掘削断面積60m ²)では、4.00本と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0026号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 396 | 施工 第0-0026号表 掘削等 (B) [60] L=1.2kmを超える歩掛について、諸雑費 (その他材料) の記載がありません。公表のとおり、諸雑費 (その他材料) は計上しないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 371と同様。 |
| 397 | 施工 第0-0032号表 覆工コンクリート等 (B) [60] の歩掛について、生コンクリートは10.56m ³ 、ナトム工法用シートは22.77m ² と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 37.岩区分B (設計掘削断面積60m ²)では、生コンクリートが7.30m ³ 、防水シートが22.72m ² と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0032号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 398 | 施工 第0-0045号表 掘削等 (B-L) [75] L=1.2kmを超える歩掛について、吹付コンクリート2.77m ³ 、ロックボルト 耐力117.7kN(12t)以上3mは4.09本と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 4.岩区分B (設計掘削断面積75m ²)では、吹付コンクリート2.89m ³ 、ロックボルト5.00本と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0045号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 399 | 施工 第0-0045号表 掘削等 (B-L) [75] L=1.2kmを超える歩掛について、諸雑費 (その他材料) の記載がありません。公表のとおり、諸雑費 (その他材料) は計上しないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 371と同様。 |
| 400 | 施工 第0-0053号表 覆工コンクリート等 (B-L) [75] の歩掛について、生コンクリートは12.21m ³ 、ナトム工法用シートは27.31m ² と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 40.岩区分B (設計掘削断面積75m ²)では、生コンクリートが8.18m ³ 、防水シートが25.46m ² と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0053号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 397と同様。 |
| 401 | 施工 第0-0063号表 先受ボルトの歩掛について、端数処理の諸雑費が計上されませんが、計上されないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 402 | 施工 第0-0137号表 フリッカ設備 (設置・撤去) の歩掛について、雑品の0.2%を乗じる対象は電気 (設置・撤去) でしょうか。異なる場合は、乗じる対象をご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 403 | 施工 第0-0178号表 ポンプ据付撤去工の歩掛について、端数処理の諸雑費に「5～14円」の記載がありませんが、「5～14円」による端数処理を計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 404 | 埋戻材の積込作業における 施工 第0-0088号表 (バックホウ運転) について、土木工事積算基準書IV-5-①-16 3-7-2 機械損料の補正等 (注) 2. の記載にある『掘削土仮置き以降』での作業であることから、岩補正無しと思われま。本工事において、岩補正あり、岩補正なしのいずれで計画しているかご教示ください。 | No.113と同様。 |

| | | |
|-----|--|----------------------------|
| 405 | 施工 第0-0101号表 安定処理工において、セメントは高炉B（バラ物）でよろしいでしょうか。バラ物の場合、セメントサイロなどが必要かと思えます。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | No. 16と同様。 協議の対象とします。 |
| 406 | 施工 第0-0101号表 安定処理工において、特記仕様書および図面に配合等の記載がありません。セメント 高炉B（バラ物）の100m2当り使用量(①設計数量および②ロスを含む数量)をご教示ください。 | ①5 t /100m2 ②5 t /100m2 |
| 407 | 高圧受電設備 施工 第0-0135、138号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 408 | 高圧配電線路 施工 第0-0139号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 409 | 坑内配電線路 施工 第0-0142、143、145、146、149、150号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。他の歩掛同様に条件に記載されている損料率でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 410 | 坑内配電線路 施工 第0-0144、148号表 について、条件に損料率が1年未満となっています。他の歩掛では電線に(例：損料率2年未満(30%))と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。電線は条件に記載されている損料率1年未満(15%)でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 411 | ころがし配線 施工 第0-0151、152、153号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。他の歩掛同様に条件に記載されている損料率でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 412 | 低圧電動機設備 施工 第0-0154、156、157、158号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 413 | 低圧電動機設備 施工 第0-0159号表 について、条件に損料率が1年未満となっています。他の歩掛では電線に(例：損料率2年未満(30%))と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：1年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 414 | 低圧電動機設備 施工 第0-0155、160号表 について、条件に損料率が6ヶ月未満となっています。他の歩掛では電線に(例：損料率2年未満(30%))と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：6ヶ月未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 491 | 施工内訳表 施工第0 -0101号表 安定処理の中で代表機材規格(積算地区)では、セメント高炉B(バラ物)となっており、条件の中では、セメント系固化材(一般軟弱土用)フレコンになっています。どちらを計上しているのでしょうか？ | No. 16と同様。 |
| 492 | 施工内訳表 施工第0 -0182・0185号表 仮設材損率をご教示ください。 | No. 152と同様。 |

| | | |
|-----|---|---------------|
| 493 | 施工内訳表 施工第0-0005号表 吹付プラント設備 運転について、「1週当り運転日(上記合 計)」の記載がございますが、ドリルジャンボ 運転等と同様に「1週当り運転日(上記合計× 5)」と考えてよろしいでしょうか。 | No. 39と同様。 |
| 523 | 採用単価表 68番 F94250 アンカーボルトM8 は、物価資料の下記の内どれをお考えでしょ うか。ご教示ください。 ①芯棒打込み式 ②本体打込み式 ③スリーブ打込み式 | No. 204と同様。 |
| 524 | 採用単価表 69番 F94260 アンカーボルトM10 は、物価資料の下記の内どれをお考えでしょ うか。ご教示ください。 ①芯棒打込み式 ②本体打込み式 ③スリーブ打込み式 | 採用単価表を確認願います。 |
| 47 | 積算数量等 6.機械損料算出表について、標準 部、非常駐車帯部ともに、巻立施工延長=1660 m、104mとそれぞれ記載されていますが、スラ イドセントル、防水作業台車のそれぞれの対 象延長も、記載の通り1660m、104mと考えるよ ろしいでしょうか。 | No. 46と同様。 |
| 48 | 積算数量等 7.機械損料補正表にドリルジャン ボについて稼働状況が標準と著しく相違する場 合の補正の記載があります。損料補正は掘削補 助工で使用するドリルジャンボのみに適用され るのかご教示願います。 | 貴見のとおりです。 |
| 160 | 機械損料の補正について、豪雪地域補正は適用 外でしょうか、ご教示願います。 | No.139と同様。 |
| 161 | 現場管理費率の補正について、冬期率補正の対 象でしょうか、ご教示願います。 | No. 140と同様。 |
| 162 | 『金抜設計書2』の施工第0-0079号振動ローラ 運転について、振動ローラの賃料は、土木工事 標準積算基準IV5①16に記載されている機械賃料 の補正值(1.23)を乗じているでしょうか、ご 教示願います。 | No. 387と同様。 |
| 163 | 金抜設計書2の覆工コンクリート等(施工第0- 0030号表他)で計上されている「高炉セメントB 種使用割増額」は、雑材料(その他材料)の率 の対象でしょうか、ご教示願います。 | No. 43と同様。 |
| 164 | 施工内訳表-施工 第0-0169号表(硬質塩化ビ ニール管 一般管)について、「給水設備の1現 場当り損料率」をご教示願います。 | No. 152と同様。 |
| 165 | 施工内訳表-施工 第0-0172号表(硬質塩化ビ ニール管 一般管)について、「給水設備の1現 場当り損料率」をご教示願います。 | No. 152と同様。 |
| 166 | 本工事費内訳表-「頁0-0029」について、「吸 引ダクトシステム φ 1700 100m」は、全損と 考えてよろしいでしょうか、もしくはこの設備 の損料率を、ご教示願います。 | No. 143と同様。 |
| 167 | 埋戻材の積込作業(第0-0082号表)のバックホ ウ損料(第0-0083号表)に対して、「岩石土工 作業」の補正をされているのでしょうか、ご教 示願います。 | No. 113と同様。 |
| 168 | 施工内訳表-施工 第0-0133号表「フリッカ設備 供用損料」は、全損という理解でよろしいで しょうか、ご教示願います。 | No. 144と同様。 |
| 169 | 帰還困難区域における生コンクリート単価の加 算額について「1m3当たり5,500円」を適用さ れているという理解でよろしいでしょうか、ご 教示願います。 | No. 148と同様。 |
| 170 | 施工内訳表-施工 第0-0005号表(吹付プラント 設備運転)について、「1週当り運転日(上 記合計)」と記載されています。一方、吹付プ ラント設備以外のトンネル施工機械は「1週当 り運転日(上記合計×5)」となっています。 吹付プラント設備についても1週当り5日分 が計上されていると理解してよろしいでしょ うか、ご教示願います。 | No. 39と同様。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 171 | <p>公告資料一『積算資料等』一「スライドセントルの損料額」について 巻立施工延長で標準部：1,666m、非常駐車帯部：104mと記載されています。 スライドセントルは、標準部（10.5m）1台、非常駐車帯部（6.0m）1台、防水作業台車も、標準部（6.0m）1台、非常駐車帯部（6.0m）1台である。だから、各々、4つの損料を算定し、積算計上されているという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。</p> | <p>No. 46と同様。 損料については、4台分を計上してま す。</p> |
| 218 | <p>②・③工事において、金抜き設計書 総括情報表をみると、冬期歩掛補正は冬期割増しなしとなっていますが、土木工事積算基準によると、当工事個所の葛尾村は、現場管理費計算時の積雪寒冷地地域（4級地）の地域区分に該当するため、冬期歩掛補正を掛けることでよろしいでしょうか。その場合、当初積算時の冬期時期日数もしくは工事着手日をご教示ください。</p> | <p>主たる工事がトンネル内工事であることから、土木工事標準積算基準により冬季歩掛補正の対象外としています。</p> |
| 219 | <p>採用単価表 番号85において、出典元の記載がございませんが、番号84の15%と、解釈してよろしいでしょうか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 234 | <p>坑口に至るまでの工食用道路の図面をご提示いただけないでしょうか？</p> | <p>No. 233と同様。</p> |
| 256 | <p>物価資料単価の地区について、南相馬と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>No. 123と同様。</p> |
| 257 | <p>施工 第0 -0005号表 吹付プラント設備運転について、1週当り運転日（上記合計）となっていますが、1週当り運転日（上記合計×5）と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>No. 39と同様。</p> |
| 258 | <p>施工 第0 -0032号表、第0 -0035号表、第0 -0037号表、第0 -0039号表、防水工について、作業台車損料対象長をご教示願います。</p> | <p>No. 46と同様。</p> |
| 259 | <p>施工 第0 -0047号表、第0 -0050号表、防水工について、作業台車損料対象長をご教示願います。</p> | <p>No. 46と同様。</p> |
| 260 | <p>施工 第0 -0066号表、第0 -0068号表、防水工について、作業台車損料対象長をご教示願います。</p> | <p>No. 46と同様。</p> |
| 261 | <p>施工 第0 -0033号表、覆工型枠について、スライドセントル損料対象長をご教示願います。</p> | <p>No. 46と同様。</p> |
| 262 | <p>施工 第0 -0048号表、覆工型枠について、スライドセントル損料対象長をご教示願います。</p> | <p>No. 46と同様。</p> |
| 263 | <p>労務費について、令和5年度と令和6年度の構成比率の記載がありますが、令和6年度の労務単価を採用するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>No. 105と同様。</p> |
| 320 | <p>非常駐車帯部のロックボルトについて、CII-L(施工内訳第40号)に計上頂いているロックボルト本数が、『11.60本/m』となっていますが妻部のロックボルトも入れて『11.78本/m』ではないでしょうか。ご教示願います。</p> | <p>金抜設計書2の施工内訳表が正です。</p> |
| 334 | <p>図面2のうち平面図2及び3について、図面上に表示されている方位記号が南北方向が逆転していると思われます。修正されたものを公開する予定はありますでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>図面を訂正し、訂正公告を行います。</p> |
| 357 | <p>工区が隣接し、仮設ヤードを共有する①工事②工事に関係する土地について以下の点についてご教示ください。 1) ①工事と②工事の各工事としての坑口前仮設範囲区分がございましたでしょうか。両工事で坑口までの明かりヤードは共有する計画でしょうか。範囲を決めているのでしょうか。ご教示願います。 2) ①工事②工事の坑口周辺における民有地・国有地及び保安林の位置がわかる区域図をご提示願います。 3) 両工事とも坑口前ヤードが仮設備の配置による狭隘部かつ輻輳する範囲となります。安全施工の観点より周辺用地を広げることは協議可能でしょうか。ご教示願います。</p> | <p>1) ①②工事で共有ですが、範囲区分は決めておりません。契約後の協議・調整により決定する考えです。 2) No. 285と同様。 3) No. 353と同様。</p> |
| 415 | <p>トンネル掘削 ずり運搬工について、各支保パターンで0.5<L≤1.2kmや1.4<L≤2.2kmなどの区間別でダンプトラック運転が計上されています。国交省基準では、片押し延長により積算されますので、当該工事でのダンプトラックの運転距離はL=1.764(坑内運搬)+0.6(坑外運搬)=2.364kmとなり、2.2<L≤3.0kmの6台になるかとおもいます。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>No. 380と同様。</p> |

② 工事

| | | |
|-----|--|-------------------|
| 416 | 積算数量等(p35/94)のスライドセントルの損料額の2. 算定条件にて巻立施工延長=1,660.0mと記載されております。スライドセントルの損料対象延長は1,660.0mですが、防水工作業台車の損料対象延長は1,659.4mでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 46と同様。 |
| 417 | ウレタン注入用ポンプ 流量計一体型は賃貸料金として採用単価表49番で見積単価が記載されていますが、見積単価には週休2日補正の係数1.04が乗じられた金額でしょうか。ご教示ください。 | No. 494と同様。 |
| 418 | 防塵対策工 タイヤ洗浄装置 ダンプカー用泥落装置(賃貸料金)は採用単価表65番で見積単価が記載されていますが、見積単価には週休2日補正の係数1.04が乗じられた金額でしょうか。ご教示ください。 | No.213と同様。 |
| 419 | 坑門工 坑口付工 モルタル吹付 法面工(モルタル・コンクリート吹付)施工第97号の入力条件では、法枠内吹付となっており、補正係数0.8がかけられます。 しかし、施工箇所は坑口部法面で法枠はありません。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | No. 383と同様。 |
| 420 | トンネル工 仮設工 電力設備工 受電設備坑外 高圧受電設備(施工第0-0131号)において、電気通信技術者が計上されていますが、間接費の対象と考えてよろしいでしょうか。 | No. 146と同様。 |
| 421 | 第200号の安全費 呼吸用保護具等費用の算出における対象労務費は、積算数量等の「13.呼吸用保護具の積算における総労務費」で計算されている総計①と総計②が該当し、総計①は鏡吹付施工労務費(諸雑費率分)であります。この鏡吹付施工労務費(諸雑費率分)には、帰還困難区域の加算額が含まれた労務費に率を乗じた金額が計上される認識でよろしいでしょうか。帰還困難区域の加算額が諸雑費率に含まれない場合、加算額を考慮した計上方法をご教示ください。 | No. 385と同様。 |
| 422 | 仮設工 電力設備工 受電設備坑外の励磁突入抑制装置賃貸は採用単価表79番で見積単価が記載されていますが、見積単価には週休2日補正の係数1.04が乗じられた金額でしょうか。ご教示ください。 | No.214と同様。 |
| 423 | 振動ローラ(舗装用・搭乗式コンパクト型) 施工 第80号表に機械賃料の補正の項目はありませんが、数値は記載がありません。この補正は、トンネル工事対応補正(1.23)と週休2日賃料補正(1.04)との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No.387と同様。 |
| 424 | 採用単価表 F084300 吸引ダクトシステム φ1700 100mは、全損と考えてよろしいでしょうか。本工事で計上する損料率について、ご教示ください。 | No. 143と同様。 |
| 425 | 埋戻材の積込作業における 施工 第0-0082号表(バックホウ運転)について、「バックホウ(クローラ型) [超低騒音型] 標準バケット容量山積0.8m ³ 平積0.6m ³ 」の排出ガス対策型の規格をご教示ください。 | No. 390と同様。 |
| 426 | ポンプ据付撤去工における 施工 第0-0174号表(バックホウ運転(クレーン機能付))について、「バックホウ [クローラ型・クレーン機能付] 2.9t吊標準バケット容量山積0.8m ³ (平積0.6m ³)」の排出ガス対策型の規格をご教示ください。 | No. 391と同様。 |
| 427 | 施工 第0-0114号表 土のう(仕拵・積立・撤去)について、「諸雑費5~14円」は、土木工事標準積算基準によると「諸雑費50~149」ではないでしょうか。ご教示ください。 | No. 117と同様。 |
| 428 | 施工 第0-0019号表 掘削等(B) [65] L=1.2km 超える歩掛について、吹付コンクリートは2.45m ³ 、ロックボルト 耐力117.7kN(12t)以上3mは3.5本と記載されています。採用施工歩掛施工内訳表 2.岩区分B(設計掘削断面積65m ²)では、吹付コンクリートが2.70m ³ 、ロックボルトが4.50本と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0019号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |

| | | |
|-----|--|-------------------|
| 429 | 施工 第0-0019号表 掘削等 (B) [65] L=1.2km 超える歩掛について、諸雑費 (その他材料) の記載がありません。採用施工歩掛 施工内訳表 2. 岩区分 B (設計掘削断面積65m ²) では、諸雑費 (その他材料) 1%が記載されていますが、金抜設計書2の施工 第0-0019号表のとおり諸雑費 (その他材料) は計上しないことが正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 371と同様。 |
| 430 | 施工 第0-0030号表 覆工コンクリート等 (B) [65] の歩掛について、生コンクリートは 10.99m ³ 、ナトム工法用シートは23.68m ² と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 38. 岩区分 B (設計掘削断面積65m ²) では、生コンクリートが7.59m ³ 、防水シートが23.64m ² と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0030号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 397と同様。 |
| 431 | 施工 第0-0043号表 掘削等 (B-L) [80] L=1.2kmを越える歩掛について、吹付コンクリート 2.77m ³ 、ロックボルト 耐力117.7kN(12t)以上 3mは4.01本と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 5. 岩区分 B (設計掘削断面積80m ²) では、吹付コンクリート2.70m ³ 、ロックボルト6.00本と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0043号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 432 | 施工 第0-0043号表 掘削等 (B-L) [80] L=1.2kmを越える歩掛について、諸雑費 (その他材料) の記載がありません。公表のとおり、諸雑費 (その他材料) は計上しないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 371と同様。 |
| 433 | 施工 第0-0046号表 覆工コンクリート等 (B-L) [80] の歩掛について、生コンクリートは 13.09m ³ 、ナトム工法用シートは27.54m ² と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 41. 岩区分 B (設計掘削断面積80m ²) では、生コンクリートが11.82m ³ 、防水シートが22.49m ² と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0046号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 397と同様。 |
| 434 | 施工 第0-0059号表 先受ボルトの歩掛について、端数処理の諸雑費が計上されませんが、計上されないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 401と同様。 |
| 435 | 施工 第0-0133号表 フリッカ設備 (設置・撤去) の歩掛について、雑品の0.2%を乗じる対象は 電工 (設置・撤去) でしょうか。異なる場合は、乗じる対象をご教示ください。 | No. 402と同様。 |
| 436 | 施工 第0-0173号表 ポンプ据付撤去工の歩掛について、端数処理の諸雑費に「5~14円」の記載がありませんが、「5~14円」による端数処理を計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 403と同様。 |
| 437 | 埋戻材の積込作業における 施工 第0-0082号表 (バックホウ運転) について、土木工事積算基準書IV-5-①-16 3-7-2 機械損料の補正等 (注) 2. の記載にある『掘削土仮置き以降』での作業であることから、岩補正無しとされます。本工事において、岩補正あり、岩補正なしのいずれで計画しているかご教示ください。 | No.113と同様。 |
| 438 | 高圧受電設備 施工 第0-0131、134号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書II-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 439 | 高圧配電線路 施工 第0-0135号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書II-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|---|--------------------|
| 440 | 坑内配電線路 施工 第0-0138、139、141、142、144号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。他の歩掛同様に条件に記載されている損料率でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 441 | 坑内配電線路 施工 第0-0140、143号表 について、条件に損料率が3ヶ月未満となっています。他の歩掛では電線に(例:損料率2年未満(30%))と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。電線は条件に記載されている損料率3ヶ月未満(10%)でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 442 | ころがし配線 施工 第0-0145、146、147号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。他の歩掛同様に条件に記載されている損料率でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 443 | 低圧電動機設備 施工 第0-0148、150、151号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間:2年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 444 | 低圧電動機設備 施工 第0-0152号表 について、条件に損料率が1年未満となっています。他の歩掛では電線に(例:損料率2年未満(30%))と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間:1年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 445 | 低圧電動機設備 施工 第0-0149号表 について、条件に損料率が6ヶ月未満となっています。他の歩掛では電線に(例:損料率2年未満(30%))と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間:6ヶ月未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 446 | 低圧電動機設備 施工 第0-0153号表 について、条件に損料率が3ヶ月未満となっています。他の歩掛では電線に(例:損料率2年未満(30%))と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間:3ヶ月未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑩-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 494 | 採用単価表 番号49 ウレタン注入ポンプの採用値65,400円は4週8休補正前の単価でしょうか。4週8休補正後の単価でしょうか。4週8休補正前の単価の場合、4週8休補正をして計上するのでしょうか。 | 補正前の単価であり、補正はしません。 |
| 495 | 施工内訳表 施工第0-0169・0172号表 給水設備の1現場当り損料率をご教示ください。 | No. 152と同様。 |
| 496 | 施工内訳表 施工第0-0176号表 硬質塩化ビニール管の仮設材損率をご教示ください。 | No. 152と同様。 |
| 497 | 現設計の工程は、工期内で施工を完了できる内容となっていません(令和6年10月15日~令和9年3月31日:29.5箇月に対し、現設計は30.31箇月[図面番号72/74])が、提案する施工計画の工程表は、工期内に竣工可能であることが条件となっていますか。 | No. 92と同様。 |
| 525 | 採用単価表 93番 F94250 アンカーボルトM8は、物価資料の下記の内どれをお考えでしょうか。ご教示ください。 ①芯棒打込み式 ②本体打込み式 ③スリーブ打込み式 | No. 204と同様。 |
| 526 | 採用単価表 94番 F94260 アンカーボルトM10は、物価資料の下記の内どれをお考えでしょうか。ご教示ください。 ①芯棒打込み式 ②本体打込み式 ③スリーブ打込み式 | No. 524と同様。 |

| | | |
|-----|--|-------------|
| 17 | 押え盛土（ソイルセメント）の仕様強度をご教示願います。 また、実施工時は配合試験で添加量を決定するため、現設計の添加量を開示願います。 | No.15と同様。 |
| 18 | 金抜き設計書において、セメントは高炉B（バラ物）となっていますが、固化材セメント系一般軟弱土用フレコンの記載もあります。どちら正となるのでしょうか。ご教示願います。 | No.16と同様。 |
| 49 | 積算数量等 4.機械損料算出表について、標準部、非常駐車帯部ともに、巻立施工延長=1660m、104mとそれぞれ記載されていますが、スライドセントル、防水作業台車のそれぞれの対象延長も、記載の通り1660m、104mと考えてよろしいでしょうか。 | No. 46と同様。 |
| 172 | 機械損料の補正について、豪雪地域補正は適用外でしょうか、ご教示願います。 | No.139と同様。 |
| 173 | 現場管理費率の補正について、冬期率補正の対象でしょうか、ご教示願います。 | No. 140と同様。 |
| 174 | 『金抜設計書2』の施工第0-0084号振動ローラ運転について、振動ローラの賃料は、土木工事標準積算基準IV5①16に記載されている機械賃料の補正值（1.23）を乗じているのでしょうか、ご教示願います。 | No. 387と同様。 |
| 175 | 金抜設計書2の覆工コンクリート等（施工第0-0030号表他）で計上されている「高炉セメントB種使用割増額」は、雑材料（その他材料）の率の対象でしょうか、ご教示願います。 | No. 43と同様。 |
| 176 | 施工内訳表－施工 第0-0181 号表（硬質塩化ビニール管 一般管）について、「給水設備の1現場当り損料率」をご教示願います。 | No. 152と同様。 |
| 177 | 施工内訳表－施工 第0-0184号表（硬質塩化ビニール管 一般管）について、「給水設備の1現場当り損料率」をご教示願います。 | No. 152と同様。 |
| 178 | 本工事費内訳表－「頁0-0032」について、「吸引ダクトシステム φ 1700 100m」は、全損と考えてよろしいでしょうか、もしくはこの設備の損料率を、ご教示願います。 | No. 143と同様。 |
| 179 | 本工事費内訳表－「頁0-0039」の「六価クロム溶出試験」は、現場管理費率および一般管理費率の算定時の対象金額から控除すると考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。 | No. 145と同様。 |
| 180 | 埋戻材の積込作業（第0-0086号表）のバックホウ損料（第0-0087号表）に対して、「岩石土工作業」の補正をされているのでしょうか、ご教示願います。 | No. 113と同様。 |
| 181 | 施工内訳表－施工 第0-0143号表「フリッカ設備供用損料」は、全損という理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | No. 144と同様。 |
| 182 | 帰還困難区域における生コンクリート単価の加算額について「1m3当たり5,500円」を適用されているという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | No. 148と同様。 |
| 183 | 施工内訳表－施工 第0-0005号表（吹付プラント設備運転）について、「1週当り運転日（上記合計）」と記載されています。一方、吹付プラント設備以外のトンネル施工機械は「1週当り運転日（上記合計×5）」となっています。吹付プラント設備についても1週当り5日分が計上されていると理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。 | No. 39と同様。 |
| 184 | 公告資料-『積算資料等』-「スライドセントルの損料額」について 巻立施工延長で標準部：1,666m、非常駐車帯部：104mと記載されています。 スライドセントルは、標準部（10.5m）1台、非常駐車帯部（6.0m）1台、防水作業台車も、標準部（6.0m）1台、非常駐車帯部（6.0m）1台である。だから、各々、4つの損料を算定し、積算計上されているという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。 | No. 171と同様。 |

| | | |
|-----|---|-------------------|
| 185 | 安定処理で使われている固化材100m2当たり使用量をご指示願います。 | No. 15と同様。 |
| 220 | 採用単価表 番号60において、出典元の記載がございませんが、番号59の15%と、解釈してよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 264 | 物価資料単価の地区について、南相馬と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 123と同様。 |
| 265 | 労務費について、令和5年度と令和6年度の構成比率の記載がありますが、令和6年度の労務単価を採用するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | No. 105と同様。 |
| 266 | 施工 第0 -0032号表、第0 -0035号表、第0 -0037号表、第0 -0039号表、第0 -0050号表、第0 -0053号表、第0 -0055号表、防水工について、作業台車損料対象長をご教示願います。 | No. 46と同様。 |
| 267 | 施工 第0 -0033号表、第0 -0051号表、型枠(労務及び機械)(覆工コンクリート)について、スライドセントル損料対象長をご教示願います。 | No. 46と同様。 |
| 321 | 非常駐車帯部のロックボルトについて、CⅠ-L(施工内訳第43号)に計上頂いているロックボルト本数が、『8.93本/m』となっておりますが、『8.36本/m』ではないでしょうか。ご教示願います。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 322 | 非常駐車帯部のロックボルトについて、CⅡ-L(施工内訳第46号)に計上頂いているロックボルト本数が、『11.60本/m』となっておりますが妻部のロックボルトも入れて『11.78本/m』ではないでしょうか。ご教示願います。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 335 | 図面2のうち平面図2及び3について、図面上に表示されている方位記号が南北方向が逆転していると思われま。修正されたものを公開する予定はありますでしょうか。ご教示ください。 | No. 334と同様。 |
| 336 | 県道50号からのアクセス路や起点側坑口の仮設備ヤード(平面図(1)に図示されている法面保護工も含む)は、工事着工までに完了されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 337 | ずり運搬は公道を経由してずり仮置き場まで直送運搬となりますが、夜間の運搬は可能と考えてよろしいでしょうか。また、ずり仮置き場の夜間の重機稼働は可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 現時点では可能と考えています。 |
| 358 | 特記仕様書第11章13、誘導員配置位置についてご教示願います。 1) No. 4付近(県道50号入り口)となっておりますが、ズリ仮置き場までの県道50号沿いの誘導員配置は別途協議対象として考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 2) 残土運搬経路で国道114号にでるまでの県道50号区間は狭隘ですが、誘導員配置の検討は別途協議の上、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。 | いずれも協議の対象とします。 |
| 447 | トンネル掘削 ずり運搬工について、各支保パターンで0.5<L≤1.2kmや1.4<L≤2.2kmや2.2<L≤3.0kmなどの区間別でダンプトラック運転が計上されています。国交省基準では、片押し延長により積算されますので、当該工事でのダンプトラックの運転距離はL=1.764(坑内運搬)+1.13(坑外運搬)=2.894kmとなり、2.2<L≤3.0kmの6台になろうかとおもいます。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | No. 380と同様。 |
| 448 | 積算数量等(p25/82)のスライドセントルの損料額の2. 算定条件にて巻立施工延長=1,660.0mと記載されております。スライドセントルの損料対象延長は1,660.0mですが、防水工作業台車の損料対象延長は1,659.4mでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 46と同様。 |
| 449 | 防塵対策工 タイヤ洗浄装置 ダンプカー用泥落装置(賃貸料金)は採用単価表40番で見積単価が記載されていますが、見積単価には週休2日補正の係数1.04が乗じられた金額でしょうか。ご教示ください。 | No. 213と同様。 |
| 450 | 坑門工 坑口付工 モルタル吹付 法面工(モルタル・コンクリート吹付)施工第111号の入力条件では、法枠内吹付となっております、補正係数0.8がかけられます。 しかし、施工箇所は坑口部法面で法枠はありません。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | No. 383と同様。 |

| | | | |
|---------|---|---|-------------------|
| ③ 工事 | 451 | トンネル工 仮設工 電力設備工 受電設備坑外 高圧受電設備(施工第0-0142号)において、電気通信技術者が計上されていますが、間接費の対象と考えてよろしいでしょうか。 | No. 146と同様。 |
| | 452 | 第215号の安全費 呼吸用保護具等費用の算出における対象労務費は、積算数量等の「11.呼吸用保護具の積算における総労務費」で計算されている総計①と総計②が該当し、総計①は鏡吹付施工労務費(諸雑費率分)であります。この鏡吹付施工労務費(諸雑費率分)には、帰還困難区域の加算額が含まれた労務費に率を乗じた金額が計上される認識でよろしいでしょうか。帰還困難区域の加算額が諸雑費率に含まれない場合、加算額を考慮した計上方法をご教示ください。 | No. 385と同様。 |
| | 453 | 仮設工 電力設備工 受電設備坑外の励磁突入抑制装置賃貸は採用単価表54番で見積単価が記載されていますが、見積単価には週休2日補正の係数1.04が乗じられた金額でしょうか。ご教示ください。 | No. 214と同様。 |
| | 454 | 振動ローラ(舗装用・搭乗式コンパクト型) 施工 第85号表に機械賃料の補正の項目はありますが、数値は記載がありません。この補正は、トンネル工事対応補正(1.23)と週休2日賃料補正(1.04)との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 387と同様。 |
| | 455 | 採用単価表 F084300 吸引ダクトシステム φ1700 100mは、全損と考えてよろしいでしょうか。本工事で計上する損料率について、ご教示ください。 | No. 143と同様。 |
| | 456 | 技術管理費 土質試験費の「六価クロム溶出試験」は、現場管理費率および一般管理費率の対象額から控除すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 145と同様。 |
| | 457 | 埋戻材の積込作業における 施工 第0-0087号表(バックホウ運転)について、「バックホウ(クローラ型) [超低騒音型] 標準バケット容量山積0.8m ³ 平積0.6m ³ 」の排出ガス対策型の規格をご教示ください。 | No. 390と同様。 |
| | 458 | ポンプ据付撤去工における 施工 第0-0186号表(バックホウ運転(クレーン機能付))について、「バックホウ [クローラ型・クレーン機能付] 2.9t吊標準バケット容量山積0.8m ³ (平積0.6m ³)」の排出ガス対策型の規格をご教示ください。 | No. 391と同様。 |
| | 459 | 施工 第0-0128号表 土のう(仕拵・積立・撤去)について、「諸雑費5~14円」は、土木工事標準積算基準によると「諸雑費50~149」ではないでしょうか。ご教示ください。 | No. 117と同様。 |
| | 460 | 施工 第0-0019号表 掘削等(B) [65] L=1.2km 超える歩掛について、吹付コンクリートは2.45m ³ 、ロックボルト 耐力117.7kN(12t)以上3mは3.5本と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 2.岩区分B(設計掘削断面積65m ²)では、吹付コンクリートが2.70m ³ 、ロックボルトが4.50本と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0019号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| | 461 | 施工 第0-0019号表 掘削等(B) [65] L=1.2km 超える歩掛について、諸雑費(その他材料)の記載がありません。採用施工歩掛 施工内訳表 2.岩区分B(設計掘削断面積65m ²)では、諸雑費(その他材料)1%が記載されていますが、金抜設計書2の施工 第0-0019号表のとおり諸雑費(その他材料)は計上しないことが正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 371と同様。 |
| 462 | 施工 第0-0030号表 覆工コンクリート等(B) [65] の歩掛について、生コンクリートは10.99m ³ 、ナトム工法用シートは23.66m ² と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 38.岩区分B(設計掘削断面積65m ²)では、生コンクリートが7.59m ³ 、防水シートが23.64m ² と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0030号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 397と同様。 | |

| | | |
|-----|--|-------------------|
| 463 | 施工 第0-0040号表 掘削等 (B-L) [80] L=1.2kmを超える歩掛について、吹付コンクリート2.76m ³ 、ロックボルト 耐力117.7kN(12t)以上3mは4.10本と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 5.岩区分B (設計掘削断面積80m ²)では、吹付コンクリート2.70m ³ 、ロックボルト6.00本と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0040号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 金抜設計書2の施工内訳表が正です。 |
| 464 | 施工 第0-0040号表 掘削等 (B-L) [80] L=1.2kmを超える歩掛について、諸雑費 (その他材料) の記載がありません。公表のとおり、諸雑費 (その他材料) は計上しないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 371と同様。 |
| 465 | 施工 第0-0049号表 覆工コンクリート等 (B-L) [80] の歩掛について、生コンクリートは13.13m ³ 、ナトム工法用シートは27.33m ² と記載されています。採用施工歩掛 施工内訳表 41.岩区分B (設計掘削断面積80m ²)では、生コンクリートが11.82m ³ 、防水シートが22.49m ² と記載されています。金抜設計書2の施工 第0-0046号表が正との考えでよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 397と同様。 |
| 466 | 施工 第0-0059号表 先受ボルトの歩掛について、端数処理の諸雑費が計上されませんが、計上されないことよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 401と同様。 |
| 467 | 施工 第0-0144号表 フリッカ設備 (設置・撤去) の歩掛について、雑品の0.2%を乗じる対象は電工 (設置・撤去) でしょうか。異なる場合は、乗じる対象をご教示ください。 | No. 402と同様。 |
| 468 | 施工 第0-0185号表 ポンプ据付撤去工の歩掛について、端数処理の諸雑費に「5～14円」の記載がありませんが、「5～14円」による端数処理を計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | No. 403と同様。 |
| 469 | 埋戻材の積込作業における 施工 第0-0087号表 (バックホウ運転) について、土木工事積算基準書IV-5-①-16 3-7-2 機械損料の補正等 (注) 2. の記載にある『掘削土仮置き以降』での作業であることから、岩補正無しとされます。本工事において、岩補正あり、岩補正なしのいずれで計画しているかご教示ください。 | No113と同様。 |
| 470 | 施工 第0-0105号表 安定処理工において、セメントは高炉B (バラ物) でよろしいでしょうか。バラ物の場合、セメントサイロなどが必要かと思えます。契約後の変更協議対象としていただけるのでしょうか。ご教示ください。 | No. 405と同様。 |
| 471 | 施工 第0-0105号表 安定処理工において、特記仕様書および図面に配合等の記載がありません。セメント 高炉B (バラ物) の100m ² 当り使用量(①設計数量および②ロスを含む数量) をご教示ください。 | No406と同様。 |
| 472 | 高圧受電設備 施工 第0-0142、145号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書II-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率 (%) で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 473 | 高圧配電線路 施工 第0-0146号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書II-5-⑩-9 表7.5電力設備の損料率 (%) で計上することよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 474 | 坑内配電線路 施工 第0-0149、150、151、153、154、156号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。他の歩掛同様に条件に記載されている損料率でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |

| | | |
|-----|--|-------------|
| 475 | 坑内配電線路 施工 第0-0152、155号表 について、条件に損料率が1年未満となっています。他の歩掛では電線に（例：損料率2年未満(30%)）と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。電線は条件に記載されている損料率1年未満(15%)でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 476 | ころがし配線 施工 第0-0157、158、159号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には記載がありません。他の歩掛同様に条件に記載されている損料率でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 477 | 低圧電動機設備 施工 第0-0160、162、163、164号表 について、条件に損料率が2年未満となっています。他の歩掛では電線に損料率2年未満(30%)と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：2年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑱-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することによろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 478 | 低圧電動機設備 施工 第0-0165号表 について、条件に損料率が1年未満となっています。他の歩掛では電線に（例：損料率2年未満(30%)）と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：1年未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑱-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することによろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 479 | 低圧電動機設備 施工 第0-0161、166号表 について、条件に損料率が6ヶ月未満となっています。他の歩掛では電線に（例：損料率2年未満(30%)）と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：6ヶ月未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑱-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することによろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 480 | 低圧電動機設備 施工 第0-0167号表 について、条件に損料率が3ヶ月未満となっています。他の歩掛では電線に（例：損料率2年未満(30%)）と記載されていますが、本歩掛には各電力設備に記載がありません。条件に記載のある期間：3ヶ月未満に従って、基準書Ⅱ-5-⑱-9表7.5電力設備の損料率(%)で計上することによろしいでしょうか。ご教示ください。 | 貴見のとおりです。 |
| 527 | 採用単価表 68番 F94250 アンカーボルトM8 は、物価資料の下記の内どれをお考えでしょうか。ご教示ください。 ①芯棒打込み式 ②本体打込み式 ③スリーブ打込み式 | No. 204と同様。 |
| 528 | 採用単価表 69番 F94260 アンカーボルトM10 は、物価資料の下記の内どれをお考えでしょうか。ご教示ください。 ①芯棒打込み式 ②本体打込み式 ③スリーブ打込み式 | No. 524と同様。 |

※提出された質問に対し、質問対象毎に付番（通し番号）しております。